

令和3年度 常総市男女共同参画推進審議会 実施記録

開催方法	新型コロナウイルス感染症対策により、書面により開催
開催日時	資料送付：令和3年9月6日（月） 質疑書提出期限：9月17日（金） 質疑への回答書送付：10月4日（月） 書面決議書提出期限：10月11日（月）
本審議会委員 及び所管課	【審議会委員】（順不同） 飯田 邦男会長，渡邊 澄江副会長，小磯 節子委員，土河 隆委員， 高橋 智子委員，岩見 昌光委員，長塚 美代子委員，野口 次男委員， 大澤 清委員，飯島 忠委員，小林 剛委員，中埜 道夫委員， 寺田 由紀子委員，秋場 ふぢ委員，篠崎 孝之委員 【所管課】 常総市市民生活部人権推進課
議事 (資料P2～26)	【議案第1号】 会長及び副会長の選出について 【報告第1号】 第2次常総市男女共同参画推進計画（後期実施計画）令和2年度進捗状 況について 【報告第2号】 第2次常総市男女共同参画推進計画（後期実施計画）令和3年度実施状 況及び実施予定について
質疑及び回答 (資料P27～31)	・各委員よりいただいた質問に対して，担当課より回答
その他 (資料P32～35)	・令和3年度 人権推進課事業計画 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部の改正
決議結果	【議案第1号】 会長及び副会長の選出について 全会一致にて可決 【報告第1号】 第2次常総市男女共同参画推進計画（後期実施計画）令和2年度進捗状 況について 全会一致にて承認 【報告第2号】 第2次常総市男女共同参画推進計画（後期実施計画）令和3年度実施状 況及び実施予定について 全会一致にて承認

## 【議案第1号】

### 常総市男女共同参画推進審議会 会長及び副会長の選出について

常総市男女共同参画推進条例第15条に基づき、常総市男女共同参画推進審議会（以下、「本審議会」という。）の設置にあたり、委員長及び副委員長の選任を行います。本来であれば同条例第19条第2項に基づき、委員の互選により選出するところですが、書面決議による本審議会実施のため、事務局案にて決議をいただきたく、下記のとおり推薦いたします。

#### 記

##### 1 会長について

《被推薦者》 飯田 邦男 委員

《推薦理由》 被推薦者は、長年家庭裁判所調査官として夫婦・離婚問題等に携わる一方で、夫婦の在り方や子育て等についても研究し、著書を出版されています。また、勤務の傍ら社会福祉士の資格を取得し、現在は大正大学及び明治学院大学で非常勤講師として、DVや児童虐待問題、またひとり親家庭の問題等について指導をされています。男女共同参画社会の実現には、生活に困難を抱える人などが自立した生活を送ることができるよう、またそれぞれが役割を持ち、お互いに支え合いながら自分らしく活躍することができるよう、多様な取組が必要とされます。実務に精通し、また幅広い知識を有している飯田委員に、本審議会においてもお力を発揮していただきたいと考えます。

##### 2 副会長について

《被推薦者》 渡邊 澄江 委員

《推薦理由》 被推薦者は、小・中学校にて教諭として長年にわたり勤務されてきました。その経験を生かし、現在は一人ひとりの個性を大切に、適応指導教室の指導員や中学校にて教育相談員としてご活躍されています。学校教育の場における男女共同参画の意識づくりは、男女共同参画社会の実現に向け重要な礎となるものであり、本審議会においても渡邊委員にお力を発揮していただきたいと考えます。

以上

【報告第1号】

第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和2年度進捗状況について

常総市男女共同参画推進条例第9条の規定に基づき公表を行う、第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和2年度進捗状況について次のとおり報告いたします。

なお、本進捗状況結果は、常総市男女共同参画推進委員会の決議後、同推進本部、同推進審議会への付議を経て、市ホームページにおいて公表いたします。

※常総市男女共同参画推進条例第9条

「市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の推進状況を明らかにする報告書を作成し、関係者等に公表しなければならない。」

《報告概要》

○ 前提条件

- ・令和元年度に、「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」を策定し、本報告は2年目になります。
- ・進捗状況は、各事業担当課（機構改革により変更があり、計画書記載課名と異なる場合があります。）にて、実績に基づいた次の5段階（A～E）達成度評価を行ったものです。

5段階評価（達成度）

- A：達成度 100～80%以上 … 達成・ほぼ達成
- B： " 79～60% … ある程度進んでいる
- C： " 59～30% … どちらとも判断できない
- D： " 29～10% … あまり進んでいない
- E： " 10%未満もしくは未達成・未実施

※達成状況については担当課判断によるもので、同様の実績であっても、事業目標全体にとってあまり進んでいないと考えられる場合には低評価となっていることもあります。

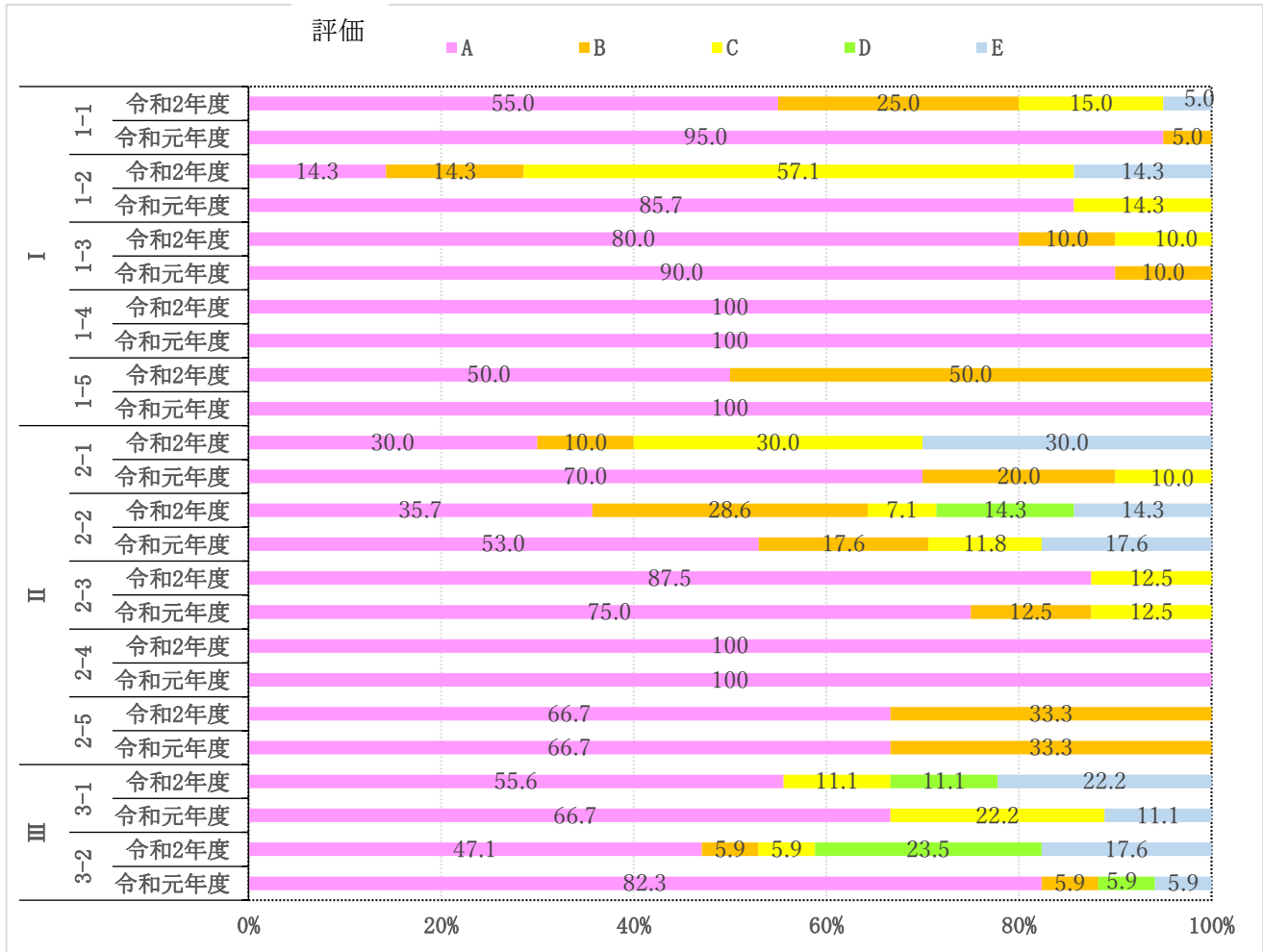
○ 進捗結果（全体）

- ・令和元年度の進捗状況結果により、2事業3項目が廃止となり計画を変更したため、令和2年度は全106事業108項目（2事業について担当課が2課にわかれているため）となりました。評価の内訳はA-59項目、B-15項目、C-15項目、D-7項目、E-12項目で、令和元年度は88%がAまたはB評価であったのに対し、令和2年度はAまたはB評価が69%となりました。反対に、令和元年度のDまたはE評価は5%であったのに対し、令和2年度はDまたはE評価が18%とマイナスに転じる結果となりました。

基本目標	施策の方向性	評価（達成度）										項目計	
		A		B		C		D		E		令和元年度	令和2年度
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
I	1-1	19	11	1	5	0	3	0	0	0	1	20	20
	1-2	6	1	0	1	1	4	0	0	0	1	7	7
	1-3	9	8	1	1	0	1	0	0	0	0	10	10
	1-4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	1-5	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2
II	2-1	7	3	2	1	1	3	0	0	0	3	10	10
	2-2	9	5	3	4	2	1	0	2	3	2	17	14
	2-3	6	7	1	0	1	1	0	0	0	0	8	8
	2-4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	2-5	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3
III	3-1	6	5	0	0	2	1	0	1	1	2	9	9
	3-2	14	8	1	1	0	1	1	4	1	3	17	17
合計		88	59	10	15	7	15	1	7	5	12	111	108

3項目廃止

第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）評価割合一覧表



○ 進捗結果（各事業） … 第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和2年度進捗状況（一覧）を参照ください。

○ E 評価項目説明

以下11項目について

- ・研修会や講演会、イベント等、集合形式での事業の実施については、新型コロナウイルス感染症対策により、やむを得ず事業を中止したため、E評価となりました。令和3年度においては、会場や参加人数の調整等、代替となる実施方法を検討し、事業の実施を目指します。

▶ 基本目標 1 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
7	1-1 (2) 意識の啓発	PTA 総会等における保護者に対する男女共同参画の啓発	常総市 PTA 連絡協議会の中に、女性ネットワークを組織し、情報交換や研修会を実施する。	生涯学習課
	実績		今後の方向性	
	常総市 PTA 連絡協議会に女性ネットワークを組織したが、研修会については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となった。		継続実施	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
24	1-2 (1) 学習及び成果発表機会の提供	地域住民との協働による地区公民館講座と地区公民館まっりの充実	地区公民館自主事業や公民館講座を実施する。	生涯学習課
	実績		今後の方向性	
	新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施出来ず。		継続実施	

▶ 基本目標 2 いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
47	2-1 (2) 子育てへの参画促進	更子育てサークルの育成及び活動への充実	更生保護女性会のメンバーと連携をとりながら、総合福祉センターの「おやこのひろば」を活用して支援を行う。	こども課 (社会福祉課)
	実績		今後の方向性	
	常総市 PTA 連絡協議会に女性ネットワークを組織したが、研修会については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となった。		継続実施 新型コロナウイルス感染状況をみながら、活動再開できる状況となった際には、引き続き支援を行っていく。	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
48	2-1 (2) 子育てへの参画促進	子育て講演会の開催	「食育」の大切さを知ってもらうための講演会、「子育て支援」に関する講演会を実施する。	こども課 (子育て支援センター)
	実績		今後の方向性	
	新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は講演会等のイベントは未実施となった。		継続実施 状況を見ながら、活動が可能となった際には、月齢・年齢に合わせた内容や好評であった講座など協議・見直しを図りながら実施する。	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
51	2-1 (3) 介護への参画促進	男女で参加できる介護教室の充実	市内の介護保険事業所及び医療機関に委託し、介護技術や介護者の健康維持のために家族介護教室を開催する。	幸せ長寿課
	実績		今後の方向性	
	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止		継続実施 感染症の影響もあり、実施方法について検討。	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
66	2-2 (2) 活動の機会提供と促進	女性団体の育成及び団体間交流への支援	日赤奉仕団・戦没者遺族会女性部に対する研修や事業実施の協力をする。	社会福祉課
	実績		今後の方向性	
	感染拡大防止のため事業中止		継続実施	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
69	2-2 (2) 活動の機会提供と促進	各種まつり・イベント事業への男女の参画促進	各種イベントに女性団体の参加を積極的に働きかけ、女性の意見を尊重したイベントを推進する。	商工観光課
	実績		今後の方向性	
	コロナ過における、すべてのまつり・イベント関連において、延期及び中止となり、本年度においては、推進することができなかった。		継続実施 コロナ過が収束していくことを願い、まつり・イベントが再開できれば、目的を推進したいと考える。	

▶ 基本目標 3 お互いに支えあうための土台づくり

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
90	3-1 (1) 健康づくり・管理への支援	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	市民歩く会やグランドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。	生涯学習課 (スポーツ振興課)
	実績		今後の方向性	
	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。		継続実施	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
91	3-1 (1) 健康づくり・管理への支援	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	市民歩く会やグランドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。	保健推進課
	実績		今後の方向性	
	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。		継続実施	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
98	3-2 (1) 子どもへの支援	子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	地区子ども会育成支援に努め、子どもまつりを実施する。	生涯学習課
	実績		今後の方向性	
	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止となった。		継続実施	

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
99	3-2 (1) 子どもへの支援	子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会(キャンプ)を実施する。	生涯学習課
	実績		今後の方向性	
	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止。		継続実施	

下記項目について

・女性防災リーダー育成に特化した実施を行っていないことから E 評価となっていますが、避難所開設訓練において、参加した女性職員や女性消防団等との意見交換を行いました。女性だけでなく高齢者や小児，障がいを持たれた方など災害弱者と呼ばれる方々の視点を取り入れた防災対策は今後も必須であり，実施方法を検討の上，継続実施の方向となっています。

参考：『第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）』目標値（P68） — 「女性防災士の人数」

実績値：2014年 — 4人 / 2017年 — 27人 / 2020年 — 38人 / 2021年 — 39人

目標値：2023年 — 60人

(2021年5月現在常総市内 防災士 223人)

	施策	具体的な事業	事業の内容	担当課
111	3-2 (4) 女性の視点に立った地域防災の推進	女性防災リーダーの育成	訓練や研修会等に一人でも多く女性の参画を求め，女性防災リーダーの育成を行う。	防災危機管理課
	実績		今後の方向性	
	避難所開設訓練において，参加した女性職員や女性消防団等との意見交換を行った。		継続実施 女性リーダーはもちろんのこと，高齢者や小児，障がいを持たれた方など，弱者と呼ばれる方々の視点にたった，リーダー育成を目指す。	

○ 担当課変更

・機構改革による担当課変更

項目番号	変更前	変更後
90	スポーツ振興課	生涯学習課
99	スポーツ振興課	生涯学習課

・記載誤りによる担当課変更

項目番号	変更前	変更後
47	社会福祉課	こども課



## 第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和2年度進捗状況一覧

（令和元年度の進捗状況結果により3項目を廃止としたため、55・64・65は欠番）

**基本目標：【I】一人ひとりを大切にす男女平等の意識づくり**

▶**施策の方向性 1-1 家族を思いやる意識づくり**

施策：広報活動の充実						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
1	「男女共同参画の視点から公的広報の手引き」を活用した行政文書の作成	手引きを広報紙等作成の際に活用する。	A	広報紙及びお知らせ版（各月1回発行）の作成等には、性別による表現の差が生じないように留意し作成及び発行した。	継続実施	秘書課
2	男女共同参画広報紙「じょうそう」の発行や男女共同参画だよりの発行	女性団体じょうそう事業委員会の編集協力により、男女共同参画広報紙発行や男女共同参画だよりを発行する。	A	女性団体じょうそう事業委員会の編集協力のもと、2月10日付けで男女共同参画広報紙じょうそうNo.11を発行し、公共施設、工業懇話会、近隣市町及び全戸へ配布（A4・2色刷り4ページ、17,800部）した。また、共同参画だよりを奇数月6回発行した。	継続実施	人権推進課
3	市ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供と更新	男女共同参画に関する講座や講演会、セミナー等の情報提供を行う。	B	国・県・及び他市町村等が実施する講演会やセミナー等について、市ホームページに適宜掲載の上情報を提供した。市実施予定の男女共同参画講演会は新型コロナウイルス感染症対策により中止したが、予定していた講演会講師へ男女共同参画広報紙じょうそうへ寄稿を依頼し発行した。広報紙は全戸配布の上、ホームページにも掲載した。	継続実施	人権推進課
施策：意識の啓発						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
4		市職員や市民への研修会を開催する。研修会、講演会、広報紙への掲載等市民にも積極的に意識の啓発に努める。	B	市職員向け研修及び市民向け講演会は、新型コロナウイルス感染症対策により中止した。一方、共同参画だよりは奇数月6回発行し、市職員向けウェブ掲示板及び市ホームページに掲載し、意識啓発を図った。また、新規に市公式noteにて男女共同参画の啓発に係る情報を発信した。	継続実施 集合形式での研修開催が困難な場合は、オンライン開催また資料の配布により啓発する。	人権推進課
5	あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	学校生活全般においてあらゆる機会を通じて家族を思いやる心の育成を図る。また、家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る。	A	学校生活における係活動での役割分担等、道徳における家族愛の涵養、また運動会や文化祭等、学校行事において男女の区別なく同級生と協働したり、保護者と共に学んだりする場を通して、意識の高揚を図った。	継続実施 引き続き、特別活動等を通じた意識向上を図っていく。	指導課
6		人権問題として啓発活動（イベント等で啓発用品を配布）を推進する。	C	令和2年8月20日に市民を対象にした人権啓発講演会を地域交流センターで開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止とした。啓発品の配布については、随時窓口にて行った。	継続実施 令和3年8月17日に人権啓発講演会を開催し、啓発品を配布予定。	人権推進課
7	PTA総会等における保護者に対する男女共同参画の啓発	常総市PTA連絡協議会の中に、女性ネットワークを組織し、情報交換や研修会を実施する。	E	常総市PTA連絡協議会に女性ネットワークを組織したが、研修会については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となった。	継続実施	生涯学習課
8	DV（ドメスティック・バイオレンス）問題の周知	広報紙や男女共同参画だよ里等でDVを正しく理解するための啓発を実施する。	A	共同参画だよ里5・7月号にて、DV防止に関する記事を掲載し、啓発を図った。また、女性に対する暴力をなくす運動期間である11月12日から11月25日に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、地域交流センター豊田城を紫色にライトアップする、パープルライトアップを実施した。実施期間中は、市公式LINEやFacebook、お知らせ版にて周知の上、市及び内閣府のホームページに掲載した。	継続実施	人権推進課
9	DV防止啓発	DV被害者を増加させないよう、高校生や市民、教職員を対象にしたデートDV防止講座の開催やパンフレット等を配布し啓発活動に努める。	A	水海道第一高等学校（1・2学年560人）及び石下紫峰高等学校（1・3学年304人）にて、デートDV防止啓発講座を開催し、講話の他、パンフレットの配布により啓発活動を行った。また、2校へはDV防止啓発に関するポスターの掲示を依頼し、更なる啓発を図った。	継続実施 市内3高校へ開催協力を依頼し、今後是在学中に1度は講座の受講ができるよう調整を図った。	人権推進課
10		下妻人権擁護委員協議会常総支部会主催で、人権相談事業を年4回実施する。	B	下妻人権擁護委員協議会常総支部会主催で、人権相談事業を年4回実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。対面での相談はできなかったが、法務省が実施している「みんなの人権110番」へ電話相談するよう案内をした。	継続実施 新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて開催の判断をする。	人権推進課
11	人権相談や市民相談、福祉相談等の窓口の周知	法律相談や行政相談、一般相談業務を実施する。	A	令和2年度の法律相談については、本庁舎では毎月1回、石下庁舎では奇数月に1回で合計18回を予定していたが、4月の1回と5月の2回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり15回実施した。令和2年度法律相談件数・・・予約145件/実績93件（内外国人住民8件）	継続実施	市民課
12		生活費や医療費の相談、また、その他母子・障がいのある方等の各種相談業務、電話等による相談にも応じる。	A	新型コロナウイルスの影響もあり、複雑な相談が増えている中、相談者の主訴を確認し、関係する機関と連携し、相談対応を行っている。	継続実施 令和3年度においても、継続して実施していく予定	社会福祉課
13	結婚相談、ふれあいパーティーの開催	少子化対策のため、ふれあいサポーターによる結婚相談や結婚促進に関する事業を実施する。	B	・結婚相談会…毎月第1、第3日曜日にふれあいサポーターによる結婚相談会を実施し、延べ29件の相談を行った。（令和2年4月、5月及び令和3年2月の相談会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） ・ふれあいパーティー…10月18日に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる。	継続実施	市民課



14	関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	法務局等と連携し、日常において、人権擁護委員による相談業務を実施する。	B	人権擁護委員による特設人権相談を年4回（6月、9月、12月、2月）実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。そのため法務省が実施している「みんなの人権110番」へ電話相談するよう案内をした。	継続実施 引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されるが、人権擁護委員と連携しながら、より多くの方が利用しやすい相談体制の充実を図る。	人権推進課
15	関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	定期的に要保護児童対策市町村支援事業会議を開催し、関係各課、保健所並びに児童相談所等との連携強化と相談体制の充実を図る。	A	令和2年度は、新型コロナ感染症の感染拡大により4月の会議を中止とし、11回の開催となった。要保護児童等への切れ目のない支援提供を図るため、要保護・要支援ケースの進捗状況、支援内容の適否、課題点等についての情報・認識の共有と、各関係機関との役割確認や体制等の相互理解を深めながら、連携強化に努めた。	継続実施 新型コロナ感染症予防対策に留意し、引き続き毎月開催する方向で進める。各関係機関との情報共有による連携強化を図り、要保護児童への効果的な継続的支援に努める。	こども課
16	女性相談窓口の周知	月1回開設している女性相談窓口を周知する。	A	女性相談窓口を周知するため、市内の公共機関32か所、医療機関及びスーパーやドラッグストア等民間施設30か所に事業紹介のポスター（A4・約70枚）やカードの設置依頼を行うとともに、市ホームページや、お知らせ版に毎月掲載の上、周知を図った。また、お知らせ版やホームページにて、ポスターの掲示協力事業所を募集した。	拡大実施 女性相談は平日のみの実施であったが、休日実施を望む声にこたえるため、来年度より年3回、日曜日にも実施をする。	人権推進課

施策：学習機会の提供

具体的な事業			事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
17	家庭教育学級等での「出前講座」の充実	人権問題のひとつとして、男女平等の意識づくりに取り組みながら、充実を図る。	A	小中学校19校において家庭教育学級を開催し、人権問題をテーマとした学習を実施した。	継続実施	生涯学習課	
18	学校関係者等を対象とした男女共同参画の啓発	若年層、教職員、保護者において、男女共同参画社会の正しい知識を学ぶ講座を開催する。	A	水海道第一高等学校（1・2学年560人）及び石下紫峰高等学校（1・3学年304人）にて、デートDV防止啓発講座を開催し、講話の他、パンフレットの配布により高校生及び教師に向けた啓発活動を行った。	継続実施	人権推進課	
19	男性を対象とした家事講座の開催	固定的性別役割分担意識の解消を目的とした、男性向けの家事講座を開催する。	C	新型コロナウイルス感染症対策のため、講座の開催を中止した。代替として、市公式noteに「男女共同参画でオーダーメイドの生き方をお手伝い」と題し、啓発に係る掲載をした。	継続実施 講座の参加者数には限りがあるが、より多くの人に向けた情報発信のため広報紙や市公式noteを活用していく。	人権推進課	
20	市民・市内事業者を対象とした講演会の実施	男女共同参画の意識改革を目的とした講演会を市民団体と協働で行う。	C	女性団体じょうそう事業委員会と共催予定の男女共同参画講演会は新型コロナウイルス感染症対策により中止したが、講演会講師へ男女共同参画広報紙じょうそうへの寄稿を依頼した。広報紙は全戸配布の上、ホームページにも掲載し、情報を提供した。	継続実施 集合形式での研修開催が困難な場合は、オンライン開催も視野に入れた実施を検討していく。	人権推進課	

▶施策の方向性 1-2 地域で分かち合う意識づくり

施策：情報の収集と提供

具体的な事業			事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
21	男女共同参画関連図書収集と企画展の実施	関連図書を図書館資料として所蔵する。また、特集コーナーを開設する。	A	男女共同参画週間がある6月には、関連図書を集めた特集コーナーを展開した。（6月1日から30日）関連図書の収集については、男女共同参画に関する児童書及び一般書を購入した。	継続実施 今後も関連資料の収集と特集コーナーの展開を行う。	図書館	
22	男女共同参画学習機会の情報提供	講演会等の情報は、ホームページ等に随時掲載する。	B	国・県・他市町村等が実施する講座やセミナー、講演会等について、市ホームページの掲載により、適宜情報を提供した。また、法改正に関連した情報を掲載し、関連知識の普及や機会の提供を行った。	継続実施	人権推進課	
23	市民意識の積極的な聴取と情報公開	計画策定期には、男女共同参画市民意識調査の実施と結果の公表をする。また、講座等の参加者からアンケートを実施する。	C	デートDV防止啓発講座開催時にアンケートを実施し、参加者の感想等を講師や学校と共有し、今後の指導や開催方法の検討材料の一つとした。また、女性相談について、多様化する市民のニーズを把握するため、アンケート調査を行った。新型コロナウイルス感染症対策により、対面での実施は見送り、ウェブでのみ実施した。市公式LINEやFacebook、ホームページにおける周知の他、全戸配布した男女共同参画広報紙じょうそうにも掲載をし、45名より回答を得た。	拡大実施 女性相談に関するアンケートの結果、休日実施を望む声が多数あったため、来年度より年3回、日曜日にも実施をする。	人権推進課	

施策：学習及び成果発表機会の提供

具体的な事業			事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
24	地域住民との協働による地区公民館講座と地区公民館まつりの充実	地区公民館自主事業や公民館講座を実施する。	E	新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施出来ず。	継続実施	生涯学習課	
25	市民の声を活かした講座をつくるためのアンケートの実施	講座の申し込み時や終了時にアンケートを実施する。	C	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前期講座は実施出来ず。後期講座は開催したので、講座申し込み時と修了後に意見や希望を聴取し、ニーズの把握に努めた。	継続実施	生涯学習課	

施策：社会通念や習慣の見直し

26	地域活動における固定的性別役割分担意識の解消	男女がともに地域で活躍できるよう、意識改革を図るための啓発をする。	C	市公式noteに「男女共同参画でオーダーメイドの生き方をお手伝い」と題した、固定的性別役割分担意識の解消に向けた記事を掲載の上、啓発を行った。	継続実施 集合形式での啓発活動が困難な場合は、地域で活動する女性団体じょうそう事業委員と協力し、広報紙等を利用した啓発を行う。	人権推進課
----	------------------------	-----------------------------------	---	---	--	-------

27	人権・同和問題講演会や研修会等を通じた人権意識の高揚	人権・同和問題に関する講演会を実施し、あらゆる人権問題に関する差別意識の解消に向けた啓発をする。	C	令和2年8月20日に市民を対象にした人権啓発講演会を地域交流センターで開催予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。令和2年10月29日に市職員を対象にした令和2年度人権・同和問題職員研修会を開催し、行政に携わる者として人権・同和問題を正しく理解し知識を深めた。	継続実施 人権・同和問題に関する差別意識を解消するため、引き続き学習の機会を提供する。令和3年8月17日に人権啓発講演会を開催予定である。7月6日に新任管理職対象の人権・同和問題研修会を開催予定である。また11月20日にも管理職対象の人権・同和問題研修会を開催予定である。	人権推進課
----	----------------------------	--	---	---	---	-------

▶施策の方向性 1-3 働く場で助け合う意識づくり

施策：情報の提供						
具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課	
28	市内事業所への情報提供	A	工業懇話会120社へ、事業所に関わりの深い法改正の紹介や男女共同参画だよりを配布した。また、本資料を市ホームページに掲載することにより、広く情報提供を行った。	継続実施	人権推進課	

施策：働きやすい就労環境の整備						
具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課	
29	事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	A	男女共同参画広報紙じょうそを、工業懇話会120社及び全戸に配布し、意識啓発に努めた。	継続実施	人権推進課	
30	一般事業主行動計画の策定促進	A	市内事業所へ広報紙、関連情報を配布し、啓発をおこなった。	継続実施	商工観光課	
31	一般事業主行動計画の策定促進	A	工業懇話会120社へ、女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定に関するチラシを配布した。また、本資料を市ホームページに掲載することにより、広く情報提供を行った。	継続実施	人権推進課	

施策：働きやすい就労環境の整備						
具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課	
32	職員研修の開催	C	新型コロナウイルス感染症対策により、ワークライフバランスに関する職員向け研修を中止した。このため、職員向けウェブ掲示板に男女共同参画だよりを掲載し、啓発に努めた。	継続実施 集合形式での実施が困難な場合は、開催方法の変更や資料の提供等、臨機応変に実施する。	人権推進課	
33	職員研修の開催	A	庁内新採研修及び公務力向上講座、人事評価研修を含む各研修を実施した。	継続実施	総務課	
34	研修会等による育児・介護休業法の活用促進	A	4月初旬に開催した新採職員研修において実施した。	継続実施	総務課	
35	女性職員の管理職への積極的な登用	A	令和2年4月1日付け人事異動で、係長以上の女性職員を58名登用している。補佐級以上の女性管理職の割合は、24%であり、「常総市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」における目標値である補佐級以上の女性管理職の割合15%以上に達した。	継続実施	総務課	
36	女性職員の研修等への参加支援	A	茨城県自治研修所等に女性職員を積極的に受講させ、幅広い分野で活躍できる資格と能力の向上を図る。	継続実施	総務課	
37	職員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	B	有休・育児休暇・介護休暇等を取得しやすいように庁内システムにより周知を行った。休暇を取得する事で、仕事と私生活のバランスが取れ、メンタル面でのフォローに繋げる環境づくりを図った。	継続実施	総務課	

▶施策の方向性 1-4 教育の場で育ち合う意識づくり

施策：指導・支援体制の充実						
具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課	
38	一人ひとりの個性を生かす保育生活、学校生活の推進	A	公立保育所6施設においては、年齢ごとのクラス編成の他、一部混合クラスを設け、保育を実施した。6か所の公立保育所において、年齢ごとの各クラス担任同士が勉強会（情報交換会）を実施し、一人ひとりの個性を生かした保育に努めた。	継続実施 今後も、より児童の成長にあわせた保育の提供を目指すため、保育士の確保及び保育の質の向上に努める。また第五保育所が民営化したため5か所の公立保育所において、年齢ごとの各クラス担任同士が勉強会（情報交換会）を実施し、一人ひとりの個性を生かした保育・支援体制の充実を図る。	こども課	
39	学習指導形態（グループ・ペア学習）指導形態（IT・少人数指導）等の工夫をする。	A	各種訪問指導を通して、学習課題へ関心をもち、自分の考えを伝え合い、深め合えるようなグループ学習やペア学習の実践について指導・助言し、一人ひとりの個性を生かせるようにした。	継続実施 引き続き、個性を生かせる学習形態、指導形態を工夫していきたい。	指導課	

40	男女共同参画を実践するための生活科、技術・家庭科、保健体育科授業の充実	家庭と仕事を両立できるよう、男女共同参画社会の一員としての心を育む授業内容の工夫や教員同士の授業研修を行う。	A	生活科において、自分や家族など身近な人々のよさについて気付いたことを表現する活動、家庭科において、男女を問わず活動できるようなグループ編成や活動計画の工夫、保健体育科では、男女の心身の差について学び、男女の相互理解を深めた。	継続実施 引き続き、各教科の特性に応じ、授業の充実を図っていく。	指導課
41	関係各課との連携による性教育及び思春期保健指導等の充実	ゲスト・ティーチャーを活用して、保健師・栄養士が小中学校で思春期の性教育や食育を実施する。	A	養護教諭が保健体育の授業に参加し、性や思春期の特徴について指導を行った。また、栄養教諭が市内全ての小中学校を訪問し、学校における「食に関する指導」の充実を図った。	継続実施 引き続き、養護教諭や栄養教諭による授業支援の充実を図っていく。	指導課

▶施策の方向性 1-5 国際的視野を身につける意識づくり

施策：国際交流・理解の促進						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
42	市内在住外国人との交流会の実施	民間やボランティア団体による交流事業や日本語教室等を支援する。	B	市長と市内在住のブラジル人との意見交換会を実施し、多文化共生について対話の場を提供した。	拡大実施 商工会など様々な団体と意見交換等を実施予定。	市民と共に考える課
43	ALTを活用した学校における国際理解の促進	市内幼稚園・小中学校にALTを派遣し、外国人とのコミュニケーションを図り、国際理解を深めていく。	A	市内14小学校に6名、5中学校に5名のALTを計画配置し、外国語活動および英語科の授業を通じて、児童生徒が外国人講師とコミュニケーションしたり、学習を通じて多様な文化に出会えるようにした。幼稚園にも月1回ALTが訪問し、英語に触れる機会を提供した。	継続実施 引き続き、ALT講師を計画的に配置し、活用の充実を図っていく。	指導課

基本目標：【Ⅱ】いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

▶施策の方向性 2-1 家庭を進める環境づくり

施策：家事への参画促進						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
44	ごみ問題に取り組むための勉強会の実施	家庭内の環境意識の啓発活動として3R（リサイクル・リユース・リデュース）の促進と周知を図る。	C	今年度はコロナ禍により、小中学校の資源回収が中止となる学校があったため、今までより資源回収率が悪かった。また、ごみの減量化として生ごみ堆肥化事業のチラシ配布や市のHP等で3R促進の周知を図っている。	継続実施	生活環境課
45	男性の家事・育児を対象とした事業の実施	市内の団体等と協力し、子どもと男性保護者を対象とした講座等を開催し、男性の積極的な家事・育児参加を促す。	C	新型コロナウイルス感染症対策のため、女性団体じょうそう事業委員会と共催を予定していた親子キックボクシング講座を中止とした。その代替として、「男女共同参画でオーダーメイドの生き方をお手伝い」と題する記事を市公式noteに掲載し啓発を行った。	継続実施 講座の参加者数には限りがあるが、より多くの人に向けた情報発信のため広報紙や市公式noteを活用していく。	人権推進課

施策：子育てへの参画促進

46	子育てサークルの育成及び活動への充実	新生児訪問や乳幼児健診、また民間の子育てサークルも含めて各教室で子育て支援を行う。	A	赤ちゃんが生まれた家庭に、保健師による全戸訪問を実施。コロナ禍で自宅訪問を希望しない家庭には、電話での状況確認や個別に来所してもらっての子育て相談を実施した。一部延期や中止等の変更はあったが、健診や子育て相談を実施する際は密を避けるため時間を区切って行い、保護者同士の交流の場として継続できている。また子育て支援センター等について紹介し、市の事業以外も活用できるよう支援を行っている。	継続実施 引き続き、育児不安を早期に解消できるよう、相談事業の充実を図る。コロナ禍でもあることから、会場設営や実施方法についても感染予防に配慮し、適宜対応していく。	保健推進課
47		更生保護女性会のメンバーと連携をとりながら、総合福祉センターの「おやこのひろば」を活用して支援を行う。	E	新型コロナウイルス感染状況や使用する場所の確保などの関係で令和2年度の事業は活動休止となった。	継続実施 新型コロナウイルス感染状況をみながら、活動再開できる状況となった際には、引き続き支援を行っていく。	社会福祉課 子ども課
48	子育て講演会の開催	「食育」の大切さを知ってもらうための講演会、「子育て支援」に関する講演会を実施する。	E	新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は講演会等のイベントは未実施となった。	継続実施 状況を見ながら、活動が可能となった際には、月齢・年齢に合わせた内容や好評であった講座など協議・見直しを図りながら実施する。	子ども課 (子育て支援センター)
49	保護者を対象とした子育て相談の充実	就学指導の一環として、児童デイサービスセンターと協力した子育て相談業務を実施する。	A	次年度小学校への入学を控え、学校での生活や学習に不安を感じている保護者との就学相談を随時行い、個のニーズに応じた就学ができるよう情報提供や就学支援を行った。	継続実施 今後も、児童デイサービスと連携し、就学相談の機会を確実に確保していく。	指導課
50	託児付き講座・教室の実施	ボランティアによる託児付き講座・教室の実施及び託児室設置を検討する。	A	講座開催時には、託児希望に対応できるよう計画し開催した。	継続実施	生涯学習課

施策：介護への参画促進

51	男女で参加できる介護教室の充実	市内の介護保険事業所及び医療機関に委託し、介護技術や介護者の健康維持のために家族介護教室を開催する。	E	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止	継続実施 感染症の影響もあり、実施方法について検討。	幸せ長寿課
----	-----------------	--	---	------------------------	-------------------------------	-------

52	介護家族ネットワークの育成及び活動への支援	在宅で介護している家族を支援するため、介護者間で交流できる事業を実施するとともに地域包括支援センター等窓口相談や通報への対応を行う。	B	<p>【認知症総合支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知症初期集中支援チームの活動1回</li> <li>◆もの忘れチェック体験事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルツハイマー型認知症の恐れがあるかをチェックできる「もの忘れプログラム」を市内3か所の薬局で実施：利用者数14名</li> </ul> </li> <li>◆認知症交流カフェ（新型コロナウイルス感染症の影響により開催は7～12月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェひろば延べ参加者数29名</li> <li>・ぶどうの木延べ参加者数7名</li> <li>・カフェトリエ延べ参加者数3名</li> </ul> </li> </ul> <p>【地域包括支援センターで1年間に対応した虐待に関する相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談延回数：133回 ※前年度からの継続含む。</li> <li>◆新規相談件数：33件</li> <li>◆新規相談の相談者内訳 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官：32件</li> <li>・介護支援専門員：1件</li> </ul> </li> </ul>	継続実施 認知症の介護は、介護者の負担が大きく、時には虐待の引き金となってしまうこともある。認知症の方や認知症を介護されている方を支援するために、認知症初期集中支援チームの活動や認知症やもの忘れの心配のある方の相談するきっかけづくりとして、もの忘れプログラムや認知症カフェを十分な感染防止対策を講じながら実施していく。	幸せ長寿課
53	介護ヘルパーの育成及び男性ヘルパー活用の促進	ホームヘルパー研修受講支援事業において、介護職員初任者研修受講者への受講費用の一部を助成する。	C	1名の申請があり、介護職員初任者研修受講費用の一部を助成した。 助成額30,000円×1名	継続実施 広報等で広く周知させ受講者の拡大を図る。	幸せ長寿課

▶施策の方向性 2-2 地域で進める環境づくり

施策：人材の育成と活用

	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
54	リーダーの育成	女性人材育成につながる講座への参加を支援する。	D	新型コロナウイルス感染症対策により、講座の中止が相次いだため、女性活躍推進法の改正のあった一般事業主行動計画について工業懇話会120社へチラシを配布し紹介した。	継続実施	人権推進課
56	あらゆる分野における女性の人材発掘及びリストの作成と活用	有資格者リストを作成し、配置等に活用する。	A	資格・免許等の取得リストは作成済みで、適宜更新と活用を図っている。	継続実施	総務課
57	さまざまな分野のボランティア講師を募集し、活用する。	さまざまな分野のボランティア講師を募集し、活用する。	B	ボランティアとして現在248人の登録があり、(延べ)70人程度の活用が図られた。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から講座が中止になり、活用できない事業もあった。	継続実施	生涯学習課
58	農業分野におけるリーダー育成	女性農業委員等農業における女性リーダーの育成及び活動への支援をする。	A	いばらき農業委員会女性協議会や現地視察研修、女性の農業委員会活動推進シンポジウムへ直接参加又はWEB会議で参加し、他市町村との情報共有を行った。	継続実施 今後開催される協議会等に積極的に参加し、女性農業委員の活動の推進を図る。	農業委員会事務局

施策：活動の機会提供と促進

	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
59	各種審議会・委員会への女性登用の促進	女性登用率を上げるために啓発活動をする。	A	地方自治法第180条の5及び同法第202条の3に基づく委員会・審議会等について登用状況を調査し、市ホームページに掲載の上、女性登用に関する意識向上に努めた。また、女性登用率の高い近隣市町へ調査をし、当市の登用率の低い委員会等への助言をした。	継続実施	人権推進課
60	市政懇談会における女性の参画促進	女性団体じょうそう事業委員会との市政懇談会を実施する。	C	懇談会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止した。なお、地区懇談会開催の希望があった自治区に対し、感染対策を行い少人数で開催した。	継続実施	秘書課
61	女性団体の育成及び団体間交流への支援	市主催の研修会や学習会、また、県や近隣市町村主催の講演会等に積極的に参加し、自主的な運営ができるように継続して支援する。	D	新型コロナウイルス感染症対策により、研修会等の中止が相次ぎ、参加はできなかった。地域団体の中心として活躍している女性により構成される女性団体じょうそう事業委員会の役員へは県女性団体連盟のつどいの紹介をし、交流につながる支援を行った。	継続実施	人権推進課
62	交通安全母の会の活動を支援をする。	交通安全母の会の活動を支援をする。	B	茨城県女性団体連盟のつどいなどに参加し、外の活動を参考にする機会を設けたり、後継者の育成を行い、会員の育成を図った。(「いばらき教育の日」推進大会、交通安全県民大会については中止)	継続実施	生活環境課
63	地域女性団体連絡会の活動支援をする。	地域女性団体連絡会の活動支援をする。	A	新型コロナウイルス感染拡大の影響で一部中止となった行事もあったが、地域女性団体連絡会の開催する各種行事に参加・協力し、団体交流の支援を行った。	継続実施	生涯学習課
66	日赤奉仕団・戦没者遺族会女性部に対する研修や事業実施の協力をする。	日赤奉仕団・戦没者遺族会女性部に対する研修や事業実施の協力をする。	E	感染拡大防止のため事業中止	継続実施	社会福祉課
67	生活改善グループ連絡協議会への協力と支援を行う。	生活改善グループ連絡協議会への協力と支援を行う。	B	水海道生活改善グループ連絡協議会は、会員の減少・高齢化により、活動が縮小しているが、公民館等において食事作り等を通じた会員の交流を行った。 石下生活改善グループは、農業改良普及所の指導によるパソコン講習等の勉強会や、販売用の味噌づくりなどを定期的に行っている。また、石下ふるさとまつりについては、今年度はコロナ禍により中止となったが、毎年積極的に参加して豚汁の無料提供などを行っている。その他、石下直売所では、毎年「お客様感謝デー」を開催しており、売り上げの一部を奨学資金貸与基金として寄付を行っている。今年度に関しては、お客様感謝デーも新型コロナウイルスの影響により中止となったが、直売所の売り上げの一部を奨学資金貸与基金として寄付した。	継続実施 引続き活動に対する支援を行う。	農政課



68	女性消防団員の入団促進	女性団員は火災予防・応急手当・地域交流・消防団活動の普及啓発を主に期待され、各種イベントへの参加や火災予防パレードを行うほか、児童クラブ・幼稚園・保育所に訪問しての火災予防啓発や一般住宅へ訪問し住宅用火災警報器の推進を行う。 また、災害時には避難所において災害弱者等の対応を行う。この活動の中で必要性をPRし、入団促進に努める。	B	避難所開設訓練に参加し、女性目線に立った避難所づくりについて、意見交換を行った。	継続実施 令和3年4月より1名が加わり、総員13名となった。引き続き、積極的に女性消防団員の活動及び必要性をPRし、入団促進に努める。	防災危機管理課
69	各種まつり・イベント事業への男女の参画促進	各種イベントに女性団体の参加を積極的に働きかけ、女性の意見を尊重したイベントを推進する。	E	コロナ過における、すべてのまつり・イベント関連において、延期及び中止となり、本年度においては、推進することができなかった。	継続実施 コロナ過が収束していくことを願い、まつり・イベントが再開されれば、目的を推進したいと考える。	商工観光課
70	生涯学習講座におけるボランティア講師の育成と活用の促進	生涯学習を通して結成された自主サークルの中から、講座の講師を募集し、講師として活用を促進する。	A	生涯学習を通して結成された自主サークルの中からの申し込みはなかったが、常時、講座の講師を募集し、講師としての活用を図った。	継続実施	生涯学習課

▶施策の方向性 2-3 働く場で進める環境づくり

施策：多様な働き方への支援						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
71	家族経営協定の推進	農業経営が次世代に継承されるよう家族経営協定を締結することを推進する。	A	家族経営協定の手続きを適切に進め、7組の締結（内男性12名、女性7名）を行った。	継続実施 引き続き、農業に従事する女性が一人でも多く、家族経営協定を締結して次世代に継承できるよう推進する。	農政課
72	経営能力向上研修会の実施等商工会女性部活動への支援	講習会や講演会等の開催による支援をする。	A	常総市商工会に、活動支援補助金を交付した。	継続実施	商工観光課

施策：女性が活躍できる環境整備

73	保育内容の充実	未満児保育・延長保育・一時保育・学童保育等多様な保育施策を充実させる。	A	多様な働き方に対応出来るよう早期・延長保育を実施し受入体制を確保した。 児童クラブについては、公立11か所、民間2か所受け入れ、全ての小学校に通う児童に対応できる体制を図った。	継続実施 市全体の適正配置を踏まえ施設の整備を強化していく。	こども課
74	就職活動のための保育の実施	求職活動に専念できるよう支援する。	A	就労予定でも期限付きでの入所を許可し、就労機会の提供を行った。	継続実施 保育の必要性の認定事由に、求職活動及び事業の開設準備があり、引き続き就労支援を目的とした保育の提供が可能である。	こども課
75	ワーク・ライフ・バランスの促進	事業所に対し、先進的取組事例等の紹介・情報提供をすることにより、働きやすい職場環境づくりの意識高揚を促進する。	A	ワークライフバランスに関する紹介をした男女共同参画広報紙じょうそうを、市内事業所約120社あて送付した。また、市ホームページでは先進的取組事例を紹介する各省庁のホームページへのリンクを掲載することで情報提供を図り、働きやすい職場環境づくりの意識高揚に努めた。この他、職場環境の見直しにつながる一般事業主行動計画の策定内容等について紹介するチラシを作成し、提供した。	継続実施	人権推進課
76	女性が働きやすい就労環境の整備の啓発	職場におけるセクシャル・ハラスメント防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直し等、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就労環境の整備の啓発に努める。	A	市ホームページから各省庁ホームページの法令等紹介ページへのリンク付けを行うことで、最新の改正情報の取得を容易にするとともに、内容や改正の概要を紹介することで周知を図った。また、女性活躍推進法に関する紹介チラシを作成し、工業懇話会120社に送付し、周知及び啓発を行った。	継続実施	人権推進課
77	事業所向けの啓発活動の推進	事業所との協働による男女共同参画を推進する環境づくりを進めるため、市内事業所を対象に男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援、イクボス等をテーマとする講座を開催する。	C	共同参画だよりにて、テレワークの効果を紹介し、認識改善・意識改革に向けた情報発信を行った。また、女性活躍推進法に関するチラシを作成し、工業懇話会120社に送付し、周知及び啓発を行った。	継続実施	人権推進課
78	性別にとらわれない採用、研修、配置、昇進等の人事管理の推進	適材適所の人事配置等、働き手の能力開発に効果的な人事異動の実施に努め、女性の登用拡大を推進する。	A	令和2年4月1日付け人事異動では、昇格者19名のうち約31%の6名が女性であった。また、新規採用者11名のうち8名が女性となり、性別にとらわれない採用ができた。引き続き、女性が活躍できる職場環境を整えていく。	継続実施	総務課

▶施策の方向性 2-4 教育の場で進める環境づくり

施策：保育・教育内容の充実						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
79	性別にとらわれない進路指導の充実	児童生徒が性別にとらわれず、個性を活かして主体的に生き方を選択し、自立して生きることのできるよう進路指導の充実に努める。	A	職業調べの際に、自分の個性を活かした選択や性別にとらわれない選択ができるように進路指導を行った。また、キャリア教育の指導の中で、性差の固定観念にとらわれない目標設定ができるよう指導を行った。	継続実施 今後も継続して児童生徒一人一人の将来の目標の実現のための進路指導を行うとともにキャリアパスポートを活用する。	指導課
80	あらゆる機会を通じた男女共同参画学習の充実	学校生活における様々な場面において、常に男女平等の意識づくりと互いに協力し合う心の育成を念頭において指導に当たる。	A	教育活動全体を通じて、男女平等を意識した指導を行った。特に技術・家庭においては、教材を通して料理・裁縫技能の習得やお互いに協力し合う心の育成に努めた。	継続実施 今後も学校教育活動全般にわたって男女平等の意識づくりと互いに協力し合う心を意識して指導に当たっていく。	指導課

81	生徒集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実	小中学校において実施している集会活動の中で「なかよし集会」「国際交流集会」「お年寄りとの交流集会」等で、児童生徒の人権意識の啓発に努める。	A	各小中学校において、様々な集会活動を実施し、人権意識の啓発に努めることができた。異学年交流では、学年、性別を問わず交流を深めたり、国際交流集会では、様々な国々の文化について交流を深めることができた。	継続実施 今後も継続して、集会活動等を通して人権意識の啓発を図っていく。	指導課
施策：学校生活の充実						
82	男女がお互いの性を尊重し、共同参画できる生徒会活動や学校行事等への支援	県のハートいっぱい運動や、さわやかマナーアップ運動により、男女が協力し合う生徒会活動の充実に努め、「あいさつ運動」や「ボランティア活動」等への支援に努める。	A	各学校において、学年や男女関係なく、参加者全員が協力し合い、「あいさつ運動」や「ボランティア活動」を展開した。	継続実施 引き続き、共同参画の視点をもって学校行事や各運動を計画的に実施する。	指導課

▶施策の方向性 2-5 国際社会で進める環境づくり

施策：国際社会としての整備						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
83	外国人のための生活相談事業の充実	一般相談として、国籍に関係なく相談を受け対応する。	A	法律相談については、国籍に関係なく相談者が日本語を話せる又は、通訳が同行する場合には相談を受け付けている。 令和2年度法律相談件数…予約8件/実績8件 「外国人総合案内」を令和2年8月より本格稼働することができた。窓口等における外国語の案内等は、ポルトガル語の通訳による対応だけではなく、多言語映像通訳サービス『みえる通訳』タブレット等の利用により外国人住民への生活にかかわる情報提供に非常に有効であった。	継続実施 外国人住民に対する円滑な情報提供支援	市民課
84		外国人の方が安心して暮らせるための相談の充実を図る。	A	外国人の状況、ニーズ、キーマンを把握することで行政情報を速やかに提供した。また、地域や企業・行政との良好な関係性の構築に向けてヒアリング調査の実施や総務省発行の「生活・仕事ガイドブック」を市内企業などを対象に配布を行った。	継続実施 市で委託し作成した「生活ガイドブック」の活用促進に向け、ホームページのほかSNSで情報発信を進める。	市民と共に考える課
85	外国人児童生徒のための学習支援の充実	外国人児童生徒が多く在籍する小中学校に、外国人児童生徒支援員を配置し、授業の支援及び、外国人保護者と学校の間で通訳・翻訳業務を行う。	B	外国人児童生徒支援員8名を、外国籍の在籍者が多い水海道小学校(2名)、水海道中学校(1名)、岡田小学校(2名)、飯沼小学校(1名)、石下西中学校(1名)、岡田幼稚園(1名)に配置。ポルトガル語とタガログ語による言語支援を行った。	継続実施 引き続き支援員の配置を行うとともに、外国籍が多い学校における支援の拡大を図りたい。	指導課

基本目標：【Ⅲ】お互いに支えあうための土台づくり

▶施策の方向性 3-1 健やかなこころとからだを保つ土台づくり

施策：健康づくり・管理への支援						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
86	各年代にあわせた各種健康診査の充実	39歳以下の市民を対象に成人病検診を実施し、若年層からの生活習慣病の予防・早期発見を図る。がん検診は、市民が受診しやすい検診体制を図り、集団検診の他に委託医療機関での個別検診を実施する。	A	37～39歳の国保加入者を対象にプレメタボ健診受診券を送付し、受診勧奨を332名に実施した。受診勧奨実施者のうち32名が健診受診、15名が保健指導対象者となった。そのうち、12名に保健指導を実施し、それぞれの生活に応じた生活習慣改善に向けたプランを作成した。	継続実施 今後も個人のライフステージに合わせ、生活習慣改善プランを作成し、保健指導を実施していく。	保健推進課
87		国民健康保険加入者で30歳以上の人間ドック・脳ドック検診受診者の費用補助及び40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を実施、健診結果により特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの重症化予防に努める。	A	人間ドック・脳ドック検診費用助成、特定健康診査等事業を実施した。 人間ドック助成(国保)805人×20,000円(後期)109人×20,000円 脳ドック助成(国保)61人×30,000円(後期)17人×30,000円 合計 20,620,000円 (国保) 特定健診数 2,324人 特定保健指導数 234人(実人数) (後期) 健康診査受診者 660人	継続実施 健康づくり事業や人間ドック等、各健康診査事業内容の広報に努めるとともに、未受診者対象事業にも力を入れ、受診率の向上を図る。	健康保険課 保健推進課
88	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	各種健康教室、相談及び講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図る。	A	健康教室は5教室、延べ10回開催し、97名が参加。 健康相談は、延べ217名に実施。 講演会は1回開催し、19名(会場12名Web7名)が参加した。 コロナ感染症拡大のため、状況に応じて教室を中止・縮小しながら感染対策を徹底し事業を継続した。	継続実施 引き続き、安心して参加できる教室づくりに努めるとともに、周知方法や実施日時等を検討し、出席率の向上を図る。	保健推進課
89	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	各種スポーツ大会及び教室を開催し、事業の充実を図る。	C	【スポーツ推進・普及教室】 ・ジュニアゴルフ教室 実施回数：6回 参加者数：8名 ・ジュニアバドミントン教室 実施回数：7回 参加者数：30名 ※柔道教室(前・後期)、剣道教室(前・後期)、ジュニアハンドボール 教室(前・後期)、レディースゴルフ教室(前・後期)、卓球教室については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。 【健康増進事業】 ・健康水泳教室 実施回数：17回 参加人数：280名 ・アクアビクス教室 実施回数：10回 参加人数：13名 ・ルディックウォーキング教室 実施回数：10回 参加人数：7名 ※立腰体操教室、太極拳教室、シェイプアップ教室については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。	継続実施	生涯学習課 (スポーツ振興課)
90		市民歩く会やグランドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。	E	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。	継続実施	生涯学習課 (スポーツ振興課)
91			E	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。	継続実施	保健推進課

施策：性と命が尊重される環境整備						
92	人権尊重教育における性の大切さを意識する教職員研修会の実施	学校人権教育の一環として、各小中学校において、校内研修を充実するとともに市人権教育研修会への全職員参加や各種研修会・講演会の参加報告等、職員の人権意識の高揚に努める。	A	人権教育県教育委員会訪問研修会を11月に実施、各学校へ人権教育に関する資料を提供することで研修に生かすようにした。また、人権感覚チェックリストによる人権教育の意識の高揚を図った。	継続実施 後も、市幼小中人権教育研修会を中核に研修を計画的に進めていく。	指導課
93	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解の促進	乳幼児訪問や健診・相談の際、家族計画を含めた女性の妊娠・出産・育児を支援する。また、早期教育の観点から、思春期学習を含め、指導課と連携を保ちながら検討する。	A	乳幼児訪問や健診の際、家族計画を含めた支援を行った。特に、育児能力が十分でない若年妊産婦には、訪問の際に家族計画及び避妊について詳しく説明した。中学生対象の思春期学習は、これまで集団教育（講話）や乳児との触れ合いを実施してきたが、今年度は新型コロナ感染予防の観点から実施を見合わせた。	継続実施 感染予防に配慮しながら、引き続き訪問や健診・相談を通じた支援を行っていく。	保健推進課
94	DV被害者支援体制の構築	DV被害者を支援できる人材を育成するための研修会への案内や参加を促し、地域での支援活動を広げる。	D	民生委員へ向け、女性相談に関するリーフレットを配布し、地域における支援の必要性を周知した。	継続実施	人権推進課

▶施策の方向性 3-2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり

施策：子どもへの支援						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
95	ひとり親家庭への支援の充実	母子寡婦協議会への支援及び母子・父子家庭の集い事業を支援する。	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のためほとんどのイベント・事業が中止となった。行ったイベントについては、時間や内容を変更し対策を徹底したうえで実施した。	継続実施 ニーズにあった事業の見直しを図りながら、母子寡婦福祉会と連携を図り、引き続き支援を行う。	こども課
96	子どもと大人及び障がいのある方全ての交流活動の充実	地域で暮らす子どもや高齢者、主婦、障がいのある方等の交流を図り、困ったことがあれば助け合い、「ひとりぼっちを作らない」を実践する交流会の活動を支援する。	D	子どもも大人も、また障がいのある方も分け隔てなく皆が楽しい時間を共にするという効果を期待し、いこいの広場事業を実施している団体に対して、市では場所の提供や補助金の交付を行い、自発的活動を支援している。R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた活動のほとんどができなかった。	継続実施	社会福祉課
97	子どもの人権を尊重するための相談体制の充実	適応指導教室を開設し、相談活動体制の充実を図る。	A	適応指導教室「かしのきスクール」を継続開設し、学校生活に適応できない児童生徒に対する学習や望ましい生活習慣の習得の支援、保護者との教育相談を行った。また学校との連携を図り、児童生徒への支援体制を整えた。	継続実施 引き続き学校や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の実態に沿った支援を行っていく。	指導課
98	子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	地区子ども会育成支援に努め、子どもまつりを実施する。	E	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止となった。	継続実施	生涯学習課
99	子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会（キャンプ）を実施する。	E	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。	継続実施	生涯学習課（スポーツ振興課）
100	青少年健全育成活動の充実	青少年相談員による街頭指導活動や青少年市民会議による社会環境整備一斉活動等を実施する。	D	街頭指導活動については、延べ13回の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、2回の実施にとどまった。また、同様の理由により、少年の主張大会も中止となった。	継続実施	生涯学習課
101	子どもを守る体制の充実	子どもを守る防犯ボランティアへの協力を依頼する。	A	各地区において通学路の安全点検を実施した。	継続実施	生涯学習課
102	乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討	幼児の医療費支給対象年齢が2018年10月から高校生相当年齢まで引き上げられ、所得制限の撤廃を行い、すくすく医療費支給事業を支援する。	A	すくすく医療費支給対象者を平成30年10月1日から、就職や婚姻等に関わらず、高校生相当（18歳到達年度末）までとして拡大し、医療費助成を実施している。	継続実施 高校生相当（18歳到達年度末）までの保険適用分医療費を助成の対象（外来自己負担）としたことにより、子育て世帯への更なる医療費支援、充実を図り、疾病の早期発見と治療を促進する。	健康保険課
103	関係機関との連携による小児医療体制の充実	休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために、協病院が輪番制で診療を分担し、いつでも安心して救急医療が受けられるよう支援する。	A	地域内の医療機関の協力により実施した。 常総地域小児救急医療輪番制病院（旧水海道地区） 茨城西南地方広域市町村圏事務組合：小児救急輪番制（旧石下地区）	継続実施 身近な市内の病院で、小児科診療を受けることができる状態を維持する。 一次救急では対応のしきれない入院診療が必要になった場合、安心して二次救急医療を受けることができる状態を維持する。	保健推進課

施策：高齢者への支援						
	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
104	高齢者の生きがい活動への支援	高齢者が、自らの経験や能力を基に、活動できるようボランティア活動等の周知を行う。	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なシルバークラブの活動が中止になった。 シルバークラブ活動に対し補助金支援 ・シルバー連絡協議会補助金 400,000円 ・シルバークラブ補助金（39クラブ）955,500円	継続実施 健康で元気な高齢者が、自らの経験や能力を基に活動できる場所を提供し、適切なボランティア活動への参加の機会を促すことにより、シルバークラブの充実を図る。	幸せ長寿課
105	高齢者の就労活動への支援	定年退職後において、地域社会に根ざした就労・社会参加の場として、シルバー人材センター事業を支援する。	A	シルバー人材センターに対し運営補助金支援 ・シルバー人材センター運営費補助金 15,000,000円	継続実施 雇用・就労に対する高齢者のニーズは多様なものがあり、希望に応じて働く機会を確保し、働きたいという高齢者の支援を図る。	幸せ長寿課



106	高齢者の総合的な相談体制の充実	地域包括支援センター等での24時間相談体制を実施する。	A	<p>【地域包括支援センターで1年間に対応した相談】 〔令和2年度〕 ◆相談件数：2,023件（うち新規相談：149件） ◆相談分類 ・介護保険、健康・福祉に関する相談：1,654件（うち新規相談：104件） ・成年後見、権利擁護に関する相談：16件（うち新規相談回数：1件） ・虐待に関する相談：133件（うち新規相談回数：33件） ・その他：220件（うち新規相談回数：11件）</p> <p>【その他高齢者相談窓口】 ◆休日・夜間相談窓口：1か所設置 ◆地域の相談窓口：6か所設置 ◆在宅医療・介護連携相談窓口：1か所設置</p>	<p>継続実施 高齢者の相談については、年々相談件数が増加しており、地域包括支援センターのほか、休日・夜間相談窓口1か所、地域の相談窓口6か所、在宅医療・介護連携相談窓口1か所で相談の対応を行っている。現在、高齢者相談窓口は、24時間対応が可能になっているだけではなく、お住まいの地域に相談窓口を設けており、また、医療を受けながら療養したい方の相談にも対応が可能となっている。この相談窓口を住民の皆さまにご活用いただけるよう定期的な周知を行なっていく。</p>	幸せ長寿課
107	高齢者が地域で元気に暮らし続けることができる支援体制の充実	介護予防教室や認知症対策事業の充実を進めるとともに、見守り事業の見直しと拡充を図る。	B	<p>地域住民が自ら介護予防を実施することを支援する地区リーダー（介護予防推進員）の養成研修と現任研修を令和2年度は8回開催し、延べ512名の参加あり。介護予防推進員主催教室の開催回数は232回、延べ2,528名の参加あり。</p> <p>市主催教室 ・いきいき教室 開催回数102回 参加延人数1,033名 ・出前いきいき教室 開催回数4回 参加延人数47名 ・65歳からの簡単クッキング教室⇒新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止</p> <p>◆見守り事業 ・高齢者見守りサポート事業 利用者197名（R3.3月末時点）</p>	<p>継続実施 介護予防推進員の養成・介護予防活動の継続を図っていく。更に、健康づくりやコミュニケーションの一助となることを目的に、介護予防教室を開催し、参加をきっかけに介護予防の継続活動へと行動変容できるよう支援したい。それぞれの事業の中で、地域において専門職等による体力アップや介護予防の知識を深められる支援に取り組んでいく。各教室においては、十分な感染防止対策を講じながら事業を実施していく。</p>	幸せ長寿課

施策：障がいのある方への支援

	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
108	障がいのある方の社会参加活動への支援	障がいのある方が親子の集い等に参加することにより、機能回復訓練を兼ねて体力の増進と協調精神を養い、自立と社会復帰の意欲の高揚を図る。	D	障がいのある方の社会参加活動や支援を行っている団体への庁用バスの提供や補助金を交付することで、自発的活動の支援を行った。「親子の集い」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業は中止した。	継続実施	社会福祉課
109	障がいのある方の就職活動への支援	就労相談のあった障がいのある方に対しては、各種就労支援策の説明や利用の提案を行い、関係機関と連携をとりながら必要に応じた支援を行う。	A	障がい福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援A型、B型等の事業により就労の機会を提供した。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し生活困窮者自立支援制度において就労支援を行い、就労や生活課題の解決に至った。	継続実施	社会福祉課

施策：女性の視点に立った地域防災の推進

	具体的な事業	事業の内容	達成度	令和2年度実績	今後の方向性	担当課
110	女性の視点を反映した避難所運営	長期化する避難所生活では、男女の性差による配慮が必要であるため、避難所の運営には、女性のリーダーを配置する等多様な意見を反映させる。	D	避難所運営職員の配置において、チームリーダーに女性職員の選任を図った。	継続実施 女性の視点はもちろんのこと、高齢者や小児、障がいを持たれた方など、弱者と呼ばれる方の視点にたった避難所の運営を目指していく。	防災危機管理課
111	女性防災リーダーの育成	訓練や研修会等に一人でも多く女性の参画を求め、女性防災リーダーの育成を行う。	E	避難所開設訓練において、参加した女性職員や女性消防団等との意見交換を行った。	継続実施 女性リーダーはもちろんのこと、高齢者や小児、障がいを持たれた方など、弱者と呼ばれる方々の視点にたった、リーダー育成を目指す。	防災危機管理課

## 【報告第2号】

### 第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和3年度実施状況及び実施予定について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、不要不急の外出自粛やテレワークの推進等、感染拡大防止に向けた取組や日常生活のあり方の見直しが求められています。現在でも、当該感染症の収束の見通しは立っておらず、今後も様々な分野において大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような状況下においても、目的とする推進啓発を図るため、実施方法の変更等を検討した結果、次のとおり報告いたします。

#### 《報告概要》

##### ○ 前提条件

- ・実施予定は、令和2年度進捗結果における、「今後の方向性」及び「今後の実施内容」の項目に対し、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症対策等により、各事業担当課（機構改革により変更があり、計画書記載課名と異なる場合があります。）から、変更があるか回答を得たものです。
- ・問1 令和3年度の実施方法変更の有無について、「有」「無」「検討中」から選択
- ・問2 問1にて「有」を選択した場合、「事業中止」または「実施方法変更」の2つから選択
- ・問3 問2で「実施方法変更」を選択した場合、どのように変更の上実施した（実施予定）かについて記入
- ・問4 令和4年度以降の実施方法変更の有無について、「有」「無」「検討中」「感染次第で検討予定」の4つから選択
- ・問5 問4で「有」を選択した場合、どのように変更の上、実施予定かについて記入

##### ○ 実施予定（全体）

- ・令和3年度内訳について、変更無が87項目、検討中が14項目、実施方法を変更が7項目、やむを得ず事業中止としたものは0項目となりました。
- ・全体の81%は変更がないものの、13%が検討中であり、今後の感染状況のみて実施の可否を判断していくこととなります。
- ・実施方法を変更するものは6%で、集合形式の開催については、会場や参加者数の調整をしたり、オンライン開催へ変更をする予定です。また、広報紙や市ホームページを有効活用し、推進を図る事業もあります。
- ・現時点ではすべての項目において事業中止の予定はなく、実施方法の変更等により事業の実施を目指します。
  
- ・令和4年度実施予定内訳について、変更無が84項目、検討中が4項目、感染状況次第で検討予定が20項目、変更有は0項目でした。
- ・令和3年度実施予定と比較し、変更なしは2項目減の78%、一方、検討中または感染状況次第で検討予定を合わせると11項目増の22%となりました。令和4年度以降の変更を有とする回答は0で、現時点において見通しをたてるのは難しく、今後の感染状況により判断していくこととなります。

第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和3年度以降実施予定表

基本目標	施策の方向性	令和3年度実施予定				令和4年度実施予定				項目計
		変更無	検討中	変更有		変更無	検討中	感染状況次第で検討予定	変更有	
				実施方法変更	事業中止					
I	1-1	14	5	1	0	11	1	8	0	20
	1-2	5	2	0	0	6	0	1	0	7
	1-3	9	1	0	0	9	0	1	0	10
	1-4	4	0	0	0	4	0	0	0	4
	1-5	2	0	0	0	2	0	0	0	2
II	2-1	5	3	2	0	5	1	4	0	10
	2-2	12	1	1	0	11	1	2	0	14
	2-3	7	0	1	0	7	0	1	0	8
	2-4	4	0	0	0	4	0	0	0	4
	2-5	3	0	0	0	3	0	0	0	3
III	3-1	7	1	1	0	7	0	2	0	9
	3-2	15	1	1	0	15	1	1	0	17
合計		87	14	7	0	84	4	20	0	108

○ 実施予定（各事業） … 第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和3年度実施状況及び実施予定一覧を参照ください。

第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）

令和3年度実施状況及び実施予定一覧

（令和元年度の進捗状況結果により3項目を廃止としたため、55・64・65は欠番）

基本目標：【I】一人ひとりを大切にす男女平等の意識づくり

▶施策の方向性 1-1 家族を思いやる意識づくり

施策：広報活動の充実

具体的な事業	事業の内容	問1 R3年度変更の有無	問2 問1で有を選択した場合変更内容	問3 問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	問4 R4年度以降変更の有無	問5 問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
1 「男女共同参画の視点から公的広報の手引き」を活用した行政文書の作成	同手引きを広報紙等作成の際に活用する。	無			無		秘書課
2 男女共同参画広報紙「じょうそう」の発行や男女共同参画だよりの発行	女性団体じょうそう事業委員会の編集協力により、男女共同参画広報紙発行や男女共同参画だよりを発行する。	無			無		人権推進課
3 市ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供と更新	男女共同参画に関する講座や講演会、セミナー等の情報提供を行う。	無			無		人権推進課

施策：意識の啓発

具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
4	市職員や市民への研修会を開催する。研修会、講演会、広報紙への掲載等市民にも積極的に意識の啓発に努める。	検討中	実施方法変更	集合形式での研修開催が困難な場合は、オンライン開催また資料の配布により啓発する。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課
5	あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	無			無		指導課
6	人権問題として啓発活動（イベント等で啓発用品を配布）を推進する。	無			無		人権推進課
7	PTA総会等における保護者に対する男女共同参画の啓発	無			無		生涯学習課
8	DV（ドメスティック・バイオレンス）問題の周知	無			無		人権推進課
9	DV防止啓発	検討中	実施方法変更	集合形式の開催が困難な場合、放送や資料の配布を中心に啓発活動を行う方向にて学校と調整を図っている。	感染状況しだいで検討予定	市内3高校へ開催協力を依頼し、今後は在学中に1度は講座の受講ができるよう調整を図った。	人権推進課
10	下妻人権擁護委員協議会常総支部会主催で、人権相談事業を年4回実施する。	無			無	新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて開催の判断をする。	人権推進課
11	人権相談や市民相談、福祉相談等の窓口の周知	無			感染状況しだいで検討予定		市民課
12	生活費や医療費の相談、また、その他母子・障がいのある方等の各種相談業務、電話等による相談にも応じる。	無			検討中	令和3年度においても、継続して実施していく予定	社会福祉課
13	結婚相談、ふれあいパーティーの開催	無			感染状況しだいで検討予定		市民課
14	関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	無			無		人権推進課
15	関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	有	実施方法変更	新型コロナの感染拡大防止のため、参加人員の調整や会場の変更等を検討している。	感染状況しだいで検討予定		こども課
16	女性相談窓口の周知	無			無		人権推進課

施策：学習機会の提供								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
17	家庭教育学級等での「出前講座」の充実	人権問題のひとつとして、男女平等の意識づくりに取り組みながら、充実を図る。	無			無		生涯学習課
18	学校関係者等を対象とした男女共同参画の啓発	若年層、教職員、保護者において、男女共同参画社会の正しい知識を学ぶ講座を開催する。	検討中	実施方法変更	集合形式の開催が困難な場合、放送や資料の配布を中心に啓発活動を行う方向にて学校と調整を図っている。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課
19	男性を対象とした家事講座の開催	固定的性別役割分担意識の解消を目的とした、男性向けの家事講座を開催する。	検討中	実施方法変更	集合形式での実施ではなく、広報紙やnote等の活用により情報提供を行う。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課
20	市民・市内事業者を対象とした講演会の実施	男女共同参画の意識改革を目的とした講演会を市民団体と協働で行う。	検討中	実施方法変更	集合形式での実施が困難な場合は、オンラインにて実施予定。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課

▶施策の方向性 1-2 地域で分かち合う意識づくり

施策：情報の収集と提供								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
21	男女共同参画関連図書収集と企画展の実施	関連図書を図書館資料として所蔵する。また、特集コーナーを開設する。	無			無		図書館
22	男女共同参画学習機会の情報提供	講演会等の情報は、ホームページ等に随時掲載する。	無			無		人権推進課
23	市民意識の積極的な聴取と情報公開	計画策定期間には、男女共同参画市民意識調査の実施と結果の公表をする。また、講座等の参加者からアンケートを実施する。	無			無		人権推進課

施策：学習及び成果発表機会の提供

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
24	地域住民との協働による地区公民館講座と地区公民館まつりの充実	地区公民館自主事業や公民館講座を実施する。	検討中	実施方法変更	新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、少人数での講座等を検討する。また、その中で女性の積極的参加を働きかける。	無		生涯学習課
25	市民の声を活かした講座をつくるためのアンケートの実施	講座の申し込み時や終了時にアンケートを実施する。	無			無		生涯学習課

施策：社会通念や習慣の見直し

26	地域活動における固定的性別役割分担意識の解消	男女がともに地域で活躍できるよう、意識改革を図るための啓発をする。	検討中	実施方法変更	集合形式での啓発活動が困難な場合は、地域で活動する女性団体じょうそう事業委員会と協力し、男女共同参画広報紙等を利用した啓発を行う。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課
27	人権・同和問題講演会や研修会等を通じた人権意識の高揚	人権・同和問題に関する講演会を実施し、あらゆる人権問題に関する差別意識の解消に向けた啓発をする。	無			無		人権推進課

▶施策の方向性 1-3 働く場で助け合う意識づくり

施策：情報の提供								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
28	市内事業所への情報提供	市内事業所に国・県等で取り組む推進施策に係る情報を提供し、男女共同参画推進の啓発に努める。	無			無		人権推進課

施策：働きやすい就労環境の整備

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
29	事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	男女共同参画広報紙等を事業所に配布し、意識啓発に努める。	無			無		人権推進課
30			無			無		商工観光課
31	一般事業主行動計画の策定促進	事業所や関連団体等との連携を進め、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について、啓発や情報提供を行う。	無			無		人権推進課

施策：働きやすい就業環境の整備

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
32	職員研修の開催	行政が市民への男女共同参画のモデルとなるよう、職員研修会を実施し、意識の向上を図る。	検討中	実施方法変更	集合形式での開催が困難な場合は、オンライン研修または資料の配布にて実施予定。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課
33		年齢・階級別に職員の研修会を開催し、意識と公務力の向上を図る。	無			無		総務課
34	研修会等による育児・介護休業法の活用促進	新規採用職員研修会で制度の内容を説明し、知識の向上を図る。	無			無		総務課
35	女性職員の管理職への積極的な登用	女性職員の係長登用を積極的に行うとともに、ステップアップを徐々に進め、女性管理職の登用率を上げる。また、「常総市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げた登用率の目標値を上回るようにする。	無			無		総務課
36	女性職員の研修等への参加支援	茨城県自治研修所等に女性職員を積極的に受講させ、幅広い分野で活躍できる資格と能力の向上を図る。	無			無		総務課
37	職員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を職員個人が意識し、働きやすい環境となるよう啓発する。	無			無		総務課

▶施策の方向性 1-4 教育の場で育ち合う意識づくり

施策：指導・支援体制の充実

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
38	一人ひとりの個性を生かす保育生活、学校生活の推進	児童の成長に合わせた保育を実施する。	無			無		こども課
39		学習指導形態（グループ・ペア学習）指導形態（IT・少人数指導）等の工夫をする。	無			無		指導課
40	男女共同参画を実践するための生活科、技術・家庭科、保健体育科授業の充実	家庭と仕事を両立できるよう、男女共同参画社会の一員としての心を育む授業内容の工夫や教員同士の授業研修を行う。	無			無		指導課
41	関係各課との連携による性教育及び思春期保健指導等の充実	ゲスト・ティーチャーを活用して、保健師・栄養士が小中学校で思春期の性教育や食育を実施する。	無			無		指導課

▶施策の方向性 1-5 国際的視野を身につける意識づくり

施策：国際交流・理解の促進

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
42	市内在住外国人との交流会の実施	民間やボランティア団体による交流事業や日本語教室等を支援する。	無			無		市民と共に考える課
43	ALTを活用した学校における国際理解の促進	市内幼稚園・小中学校にALTを派遣し、外国人とのコミュニケーションを図り、国際理解を深めていく。	無			無		指導課

基本目標：【Ⅱ】いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

▶施策の方向性 2-1 家庭で進める環境づくり

施策：家事への参画促進

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
44	ごみ問題に取り組むための勉強会の実施	家庭内の環境意識の啓発活動として3R（リサイクル・リデュース・リデュース）の促進と周知を図る。	無			無		生活環境課
45	男性の家事・育児を対象とした事業の実施	市内の団体等と協力し、子どもと男性保護者を対象とした講座等を開催し、男性の積極的な家事・育児参加を促す。	有	実施方法変更	集合形式での啓発活動が困難な場合は、地域で活動する女性団体じょうそう事業委員と協力し、広報紙や市公式note等を利用した啓発を行う。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課

施策：子育てへの参画促進							
46	子育てサークルの育成及び活動への充実	新生児訪問や乳幼児健診、また民間の子育てサークルも含めて各教室で子育て支援を行う。	有	実施方法変更	離乳食教室・5歳児健康相談：内容を変更	感染状況しだいで検討予定	保健推進課
47		更生保護女性会のメンバーと連携をとりながら、総合福祉センターの「おやこのひろば」を活用して支援を行う。	検討中	実施方法変更	市の子育て支援センターなどを利用している親子に対し、更生保護女性会のメンバーが少人数で短時間の出張育成支援を行うなど、感染防止に努めながら実施していく。	感染状況しだいで検討予定	社会福祉課 こども課
48	子育て講演会の開催	「食育」の大切さを知ってもらうための講演会、「子育て支援」に関する講演会を実施する。	検討中	実施方法変更	子育て支援に関するおたよりや、市の子育てサイト等を利用して、食育に関する情報発信を実施する。	感染状況しだいで検討予定	こども課 (子育て支援センター)
49	保護者を対象とした子育て相談の充実	就学指導の一環として、児童サービスセンターと協力した子育て相談業務を実施する。	無			無	指導課
50	託児付き講座・教室の実施	ボランティアによる託児付き講座・教室の実施及び託児室設置を検討する。	無			無	生涯学習課

施策：介護への参画促進							
51	男女で参加できる介護教室の充実	市内の介護保険事業所及び医療機関に委託し、介護技術や介護者の健康維持のために家族介護教室を開催する。	検討中	実施方法変更	新型コロナウイルス感染症の影響により、委託先での教室開催が困難であるため、実施方法について検討している。	検討中	幸せ長寿課
52	介護家族ネットワークの育成及び活動への支援	在宅で介護している家族を支援するため、介護者間で交流できる事業を実施するとともに地域包括支援センター等窓口相談や通報への対応を行う。	無			無	幸せ長寿課
53	介護ヘルパーの育成及び男性ヘルパー活用の促進	ホームヘルパー研修受講支援事業において、介護職員初任者研修受講者への受講費用の一部を助成する。	無			無	幸せ長寿課

▶施策の方向性 2-2 地域で進める環境づくり

施策：人材の育成と活用								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
54	リーダーの育成	女性人材育成につながる講座への参加を支援する。	無			無		人権推進課
56	あらゆる分野における女性の人材発掘及びリストの作成と活用	有資格者リストを作成し、配置等に活用する。	無			無		総務課
57		さまざまな分野のボランティア講師を募集し、活用する。	無			無		生涯学習課
58	農業分野におけるリーダー育成	女性農業委員等農業における女性リーダーの育成及び活動への支援をする。	有	実施方法変更	視察研修やシンポジウムに直接参加できない場合は、WEB会議等による参加を検討している。	感染状況しだいで検討予定		農業委員会事務局

施策：活動の機会提供と促進								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
59	各種審議会・委員会への女性登用の促進	女性登用率を上げるために啓発活動をする。	無			無		人権推進課
60	市政懇談会における女性の参画促進	女性団体じょうそう事業委員会との市政懇談会を実施する。	無			無		秘書課
61	女性団体の育成及び団体間交流への支援	市主催の研修会や学習会、また、県や近隣市町村主催の講演会等に積極的に参加し、自主的な運営ができるように継続して支援する。	検討中	実施方法変更	研修会等の中止の際は、代替となる資料等の配布により支援を行う。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課
62		交通安全母の会の活動を支援をする。	無			無		生活環境課
63		地域女性団体連絡会の活動支援をする。	無			無		生涯学習課
66		日赤奉仕団・戦没者遺族会女性部に対する研修や事業実施の協力をする。	無			検討中		社会福祉課
67		生活改善グループ連絡協議会への協力と支援を行う。	無			無	引続き活動に対する支援を行う。	農政課



68	女性消防団員の入団促進	女性団員は火災予防・応急手当・地域交流・消防団活動の普及啓発を主に期待され、各種イベントへの参加や火災予防パレードを行うほか、児童クラブ・幼稚園・保育所に訪問しての火災予防啓発や一般住宅へ訪問し住宅用火災警報器の推進を行う。 また、災害時には避難所において災害弱者等の対応を行う。この活動の中で必要性をPRし、入団促進に努める。	無			無	令和3年4月より1名が加わり、総員13名となった。引き続き、積極的に女性消防団員の活動及び必要性をPRし、入団促進に努める。	防災危機管理課
69	各種まつり・イベント事業への男女の参画促進	各種イベントに女性団体の参加を積極的に働きかけ、女性の意見を尊重したイベントを推進する。	無			無	コロナ過が収束していくことを願い、まつり・イベントが再開されれば、目的を推進したいと考える。	商工観光課
70	生涯学習講座におけるボランティア講師の育成と活用の促進	生涯学習を通して結成された自主サークルの中から、講座の講師を募集し、講師として活用を促進する。	無			無		生涯学習課

▶施策の方向性 2-3 働く場で進める環境づくり

施策：多様な働き方への支援								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
71	家族経営協定の推進	農業経営が次世代に継承されるよう家族経営協定を締結することを推進する。	無			無	引き続き、農業に従事する女性が一人でも多く、家族経営協定を締結して次世代に継承できるよう推進する。	農政課
72	経営能力向上研修会の実施等商工会女性部活動への支援	講習会や講演会等の開催による支援をする。	無			無		商工観光課

施策：女性が活躍できる環境整備

73	保育内容の充実	未満児保育・延長保育・一時保育・学童保育等多様な保育施策を充実させる。	無			無	市全体の適正配置を踏まえ施設の整備を強化していく。	こども課
74	就職活動のための保育の実施	求職活動に専念できるよう支援する。	無			無	保育の必要性の認定事由に、求職活動及び事業の開設準備があり、引き続き就労支援を目的とした保育の提供が可能である。	こども課
75	ワーク・ライフ・バランスの促進	事業所に対し、先進的取組事例等の紹介・情報提供をすることにより、働きやすい職場環境づくりの意識高揚を促進する。	無			無		人権推進課
76	女性が働きやすい就業環境の整備の啓発	職場におけるセクシャル・ハラスメント防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直し等、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就業環境の整備の啓発に努める。	無			無		人権推進課
77	事業所向けの啓発活動の推進	事業所との協働による男女共同参画を推進する環境づくりを進めるため、市内事業所を対象に男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援、イクボス等をテーマとする講座を開催する。	有	実施方法変更	資料の配布の他、ホームページやnote等の活用により情報提供を行う。	感染状況しだいで検討予定		人権推進課
78	性別にとらわれない採用、研修、配置、昇進等の人事管理の推進	適材適所の人事配置等、働き手の能力開発に効果的な人事異動の実施に努め、女性の登用拡大を推進する。	無			無		総務課

▶施策の方向性 2-4 教育の場で進める環境づくり

施策：保育・教育内容の充実								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
79	性別にとらわれない進路指導の充実	児童生徒が性別にとらわれず、個性を活かして主体的に生き方を選択し、自立して生きることのできるよう進路指導の充実に努める。	無			無		指導課

80	あらゆる機会を通じた男女共同参画学習の充実	学校生活における様々な場面において、常に男女平等の意識づくりとお互いに協力し合う心の育成を念頭において指導に当たる。	無			無		指導課
81	生徒集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実	小中学校において実施している集会活動の中で「なかよし集会」「国際交流集会」「お年寄りとの交流集会」等で、児童生徒の人権意識の啓発に努める。	無			無		指導課
施策：学校生活の充実								
82	男女がお互いの性を尊重し、共同参画できる生徒会活動や学校行事等への支援	県のハートいっぱい運動や、さわやかマナーアップ運動により、男女が協力し合う生徒会活動の充実に努め、「あいさつ運動」や「ボランティア活動」等への支援に努める。	無			無		指導課

▶施策の方向性 2-5 国際社会で進める環境づくり

施策：国際社会としての整備

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
83	外国人のための生活相談事業の充実	一般相談として、国籍に関係なく相談を受け対応する。	無			無		市民課
84		外国人の方が安心して暮らせるための相談の充実を図る。	無			無		市民と共に考える課
85	外国人児童生徒のための学習支援の充実	外国人児童生徒が多く在籍する小中学校に、外国人児童生徒支援員を配置し、授業の支援及び、外国人保護者と学校の間で通訳・翻訳業務を行う。	無			無		指導課

基本目標：【Ⅲ】お互いに支えあうための土台づくり

▶施策の方向性 3-1 健やかなところとからだを保つ土台づくり

施策：健康づくり・管理への支援

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
86	各年代にあわせた各種健康診査の充実	39歳以下の市民を対象に成人病検診を実施し、若年層からの生活習慣病の予防・早期発見を図る。がん検診は、市民が受診しやすい検診体制を図り、集団検診の他に委託医療機関での個別検診を実施する。	無			無		保健推進課
87		国民健康保険加入者で30歳以上の人間ドック・脳ドック検診受診者の費用補助及び40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を実施、健診結果により特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの重症化予防に努める。	無			無		健康保険課 保健推進課
88	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	各種健康教室、相談及び講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図る。	無			無		保健推進課
89	関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	各種スポーツ大会及び教室を開催し、事業の充実を図る。	無			無		生涯学習課 (スポーツ振興課)

90		市民歩く会やグランドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。	無			無		生涯学習課 (スポーツ振興課)
91			無			無		保健推進課
施策：性と命が尊重される環境整備								
92	人権尊重教育における性の大切さを意識する教職員研修会の実施	学校人権教育の一環として、各小中学校において、校内研修を充実するとともに市人権教育研修会への全職員参加や各種研修会・講演会の参加報告等、職員の人権意識の高揚に努める。	無			無		指導課
93	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理解の促進	乳幼児訪問や健診・相談の際、家族計画を含めた女性の妊娠・出産・育児を支援する。また、早期教育の観点から、思春期学習を含め、指導課と連携を保ちながら検討する。	有	実施方法変更		三密に配慮し、内容を変更して実施。思春期学習については、感染予防上集団教育や乳児との触れ合いが難しいことから、当面実施を見合わせる。	感染状況しだいで検討予定	保健推進課
94	DV被害者支援体制の構築	DV被害者を支援できる人材を育成するための研修会への案内や参加を促し、地域での支援活動を広げる。	検討中	実施方法変更		研修会等が中止の際は、資料の配布やホームページ等への掲載にて支援を行う。	感染状況しだいで検討予定	人権推進課

▶施策の方向性 3-2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり

施策：子どもへの支援								
	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
95	ひとり親家庭への支援の充実	母子寡婦協議会への支援及び母子・父子家庭の集い事業を支援する。	検討中			感染状況しだいで検討予定		こども課
96	子どもと大人及び障がいのある方全ての交流活動の充実	地域で暮らす子どもや高齢者、主婦、障がいのある方等の交流を図り、困ったことがあれば助け合い、「ひとりぼっちを作らない」を実践する交流会の活動を支援する。	無			無		社会福祉課
97	子どもの人権を尊重するための相談体制の充実	適応指導教室を開設し、相談活動体制の充実を図る。	無			無		指導課
98	子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	地区子ども会育成支援に努め、子どもまつりを実施する。	無			無		生涯学習課
99	青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会(キャンプ)を実施する。	青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会(キャンプ)を実施する。	有	実施方法変更	実施方法を検討しながら進める。	無		生涯学習課 (スポーツ振興課)
100	青少年健全育成活動の充実	青少年相談員による街頭指導活動や青少年市民会議による社会環境整備一斉活動等を実施する。	無			無		生涯学習課
101	子どもを守る体制の充実	子どもを守る防犯ボランティアへの協力を依頼する。	無			無		生涯学習課
102	乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討	幼児の医療費支給対象年齢が2018年10月から高校生相当年齢まで引き上げられ、所得制限の撤廃を行い、すくすく医療費支給事業を支援する。	無			無		健康保険課
103	関係機関との連携による小児医療体制の充実	休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために、協力病院が輪番制で診療を分担し、いつでも安心して救急医療が受けられるよう支援する。	無			無		保健推進課

施策：高齢者への支援

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択した場合 具体的変更内容	担当課
104	高齢者の生きがい活動への支援	高齢者が、自らの経験や能力を基に、活動できるようボランティア活動等の周知を行う。	無			無		幸せ長寿課

105	高齢者の就労活動への支援	定年退職後において、地域社会に根ざした就労・社会参加の場として、シルバー人材センター事業を支援する。	無			無		幸せ長寿課
106	高齢者の総合的な相談体制の充実	地域包括支援センター等での24時間相談体制を実施する。	無			無		幸せ長寿課
107	高齢者が地域で元気に暮らし続けることができる支援体制の充実	介護予防教室や認知症対策事業の充実を進めるとともに、見守り事業の見直しと拡充を図る。	無			無		幸せ長寿課

施策：障がいのある方への支援

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	達成度	和2年度実	今後の方向性	担当課
108	障がいのある方の社会参加活動への支援	障がいのある方が親子の集い等に参加することにより、機能回復訓練を兼ねて体力の増進と協調精神を養い、自立と社会復帰の意欲の高揚を図る。	無		検討中		社会福祉課
109	障がいのある方の就職活動への支援	就労相談のあった障がいのある方に対しては、各種就労支援策の説明や利用の提案を行い、関係機関と連携をとりながら必要に応じた支援を行う。	無		無		社会福祉課

施策：女性の視点に立った地域防災の推進

	具体的な事業	事業の内容	R3年度変更の有無	問1で有を選択した場合変更内容	問2で「実施方法変更」を選択した場合 具体的変更内容	R4年度以降変更の有無	問4で変更有を選択の場合 具体的変更内容	担当課
110	女性の視点を反映した避難所運営	長期化する避難所生活では、男女の性差による配慮が必要であるため、避難所の運営には、女性のリーダーを配置する等多様な意見を反映させる。	無			無		防災危機管理課
111	女性防災リーダーの育成	訓練や研修会等に一人でも多く女性の参画を求め、女性防災リーダーの育成を行う。	無			無		防災危機管理課

令和3年度常総市男女共同参画推進審議会 質疑に対する回答一覧

○ご質問をお寄せいただいた順に、掲載しております。なお、質疑書にご記入いただいたご意見につきましては、書面決議書結果報告時の資料に掲載させていただきます。

番号	質疑箇所		質疑内容	回答	回答担当課
1	報告 第1号	1-1 No. 19・ 26・45	<p>【事業の内容】 新型コロナウイルス感染症対策のため、講座の開催を中止した。代替として、市公式noteに「男女共同参画でオーダーメイドの生き方をお手伝い」と題し、啓発に係る掲載をした。</p> <p>・市公式noteの見方について。(常総市のHPはLINEにいてあります。)</p>	<p>・常総市ホームページ (<a href="http://www.city.joso.lg.jp/">http://www.city.joso.lg.jp/</a>) のトップページ中段のピックアップから常総市公式noteへ移動することが可能です。(別紙1を参照ください。)</p> <p>・常総市公式noteのURLは以下のとおりです。 URL <a href="https://joso-city.note.jp/">https://joso-city.note.jp/</a></p>	人権推進課
2	報告 第2号	全体	<p>・R3年度変更の有無について、「検討中」がありますが、その結果についての通知はありますか。</p>	<p>・第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)令和2年度進捗状況及び令和3年度実施予定につきましては、担当課へ調査依頼の上、令和3年6月に回答を得ました。この回答をもとに、常総市男女共同参画推進委員会及び推進本部会議への付議を経て、常総市男女共同参画推進審議会に諮ることとなりました。</p> <p>6月実施の調査における各課回答では、令和3年度事業の変更有無を「検討中」としたものが14個項目ありました。このため、再度担当課に確認をした結果、具体的変更内容が未定であった3項目について別紙2のとおり、報告第2号「常総市男女共同参画計画(後期実施計画)令和3年度実施状況及び実施予定一覧」を変更いたしました。</p> <p>なお、「検討中」かつ「変更内容が未定」であった1項は、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、事業の実施が左右されるため、引き続き「検討中」となっています。</p>	人権推進課
3		全体	<p>・令和2年度の進捗状況と3年度の実施状況を比較して、2年度はコロナの影響が大きく、それぞれの担当課で事業の内容にいろいろな影響があったと見受けられます。それにより各課によって進捗状況が異なり、達成度に違いが出たようです。しかし2年度も3年度も事業内容が皆同じということは、どうしてなのでしょう。進捗状況に応じて事業内容に変化が出てくるものではないかと思うのですが。また、2年度の実績状況はわかるのですが、その結果どうなったかの報告がなされていないのが、大半を占めているように思います。多分会議が実施されていたならば、その報告等はあったかと思うのですが、今回は書面だけですので、わかりませんでした。行ったことに対してその結果がどうであったか、それによって今後の方向性が見えてきて、3年度の事業内容とかにつながっていくのではないかと思うのですが。その辺のところがよくわかりません。</p>	<p>・第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)は令和元年度から令和5年度までの5年間を実施期間としています。</p> <p>男女共同参画計画の策定にあたりましては、地域社会の状況を十分に分析し、その特性や課題・住民の状況を的確に把握し、それを向上させる目標を設定していく必要があります。また、目標を達成するための計画的な取組も必要となることから、長期的な視点に立った計画の策定が求められます。</p> <p>ご質問いただいたように、進捗状況に応じて事業内容を変更することも1つの方法ではありますが、社会情勢に応じて、計画にない施策を適宜適切なタイミングで進める場合、その都度計画の変更が必要となり、施策の即効性を損ないかねないと考えます。このため、新型コロナウイルス感染症対策により、本計画の実施が困難な事業については、今までとは視点を変え、新たな手法により事業の実施を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、報告書の書式につきましては、来年度より担当課評価を含め、よりわかりやすく変更することを検討してまいります。</p>	人権推進課



番号	質疑箇所	質疑内容	回答	回答担当課	
4	全体	<p>・世の中がデジタル化に向かっている昨今、私のような年齢になると、追いついていけず益々引きこもりがちになっていきます。リモート？アプリ？Youtube？etc。知らないといろいろなお得な情報や世の中の動きがわからなくなっていくます。また、いたずらに首を突っ込むと、とんでもないことになりかねません。アナログに生きている私たち高齢者に、世の中についていけるように細やかな講座を身近なところでしてはいただけないものか。社会通念や習慣の見直しの一環として事業の内容に組み込んでいただけたらと思うのですが…。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策により、これまで対面で行ってきた事業もやむを得ず規模を縮小したり、中止せざるを得ない状況になりました。インターネットの普及にともない、直接顔をあわせる対面コミュニケーションが減り、直接会わなくてもコミュニケーションがとれるメール等の手段が発達しましたが、対面・非対面それぞれの手段にメリット・デメリットがあり、目的に合わせて上手に使い分けることが必要と考えます。そのような中でも、直接対面しお互いの意思や感情を理解することは大きな意味を持つと考え、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対面での事業実施を検討してまいります。</p>	人権推進課	
5	報告第1号	<p>1-1 No.3</p> <p>【具体的な事業】 市ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供と更新</p>	<p>・ホームページや広報誌等で情報提供と啓発活動をしていますが、男女共同参画事業は市民にどれくらい理解されていると考えていますか。</p>	<p>・平成16年度に「水海道市男女共同参画計画」を策定（平成18年合併に伴い名称を「常総市男女共同参画計画」に改める）して以来、計画の改定を繰り返しながら施策を進めてきました。しかしながら、平成29年度に行った市民意識調査の結果では、常総市男女共同参画計画の認知度は半数以下と低く、男女共同参画への意識改革は十分進んでいるとは言えず、取り組むべき課題は多いと考えます。</p> <p>男女共同参画というと、まだ多くの方が「女性の問題」と答える人も多いですが、この課題は「男性の問題」でもあると言えます。男女で社会を支え、家庭・地域を担う男女共同参画社会の形成は、社会の活力を生み出すためにも必須の課題と言えます。これを克服するためには生産性を高めつつ男女で効率よく働き、ともに家庭・地域に責任をもつ仕組みがうまく形成できれば、子育てや高齢者介護の面でも多くのプラスを生み出すと考えます。</p> <p>また、社会の変化の中で生活困難を抱える人々は増加、多様化しており、その中には男女共同参画に関わる重要な問題が含まれています。このような生活困難問題に対応するためには、背景にある問題に着目し、男女共同参画の視点に立ち、検証・見直しを行うことが重要です。</p> <p>男女共同参画の必要性を広く市民の皆様に周知するために、さまざまな工夫と努力が求められます。令和4年度には市民意識調査を行う予定であり、結果をしっかりと検証し、第3次計画の策定につなげていきます。</p>	人権推進課
6	報告第1号 報告第2号	<p>1-1 No.4</p> <p>【事業の内容】 市職員や市民への研修会を開催する。研修会、講演会、広報紙への掲載等市民にも積極的に意識の啓発に努める。</p> <p>【令和2年度実績】 市職員向け研修及び市民向け講演会は、新型コロナウイルス感染症対策により中止した。一方、共同参画だよりは奇数月6回発行し、市職員向けウェブ掲示板及び市ホームページに掲載し、意識啓発を図った。また、新規に市公式note</p>	<p>(1) 事業の内容「市職員や市民への研修会を開催する。」及び令和2年度実施「市職員向け研修及び市民向け講演会は・・・」の記載について・・・</p> <p>・最初に市職員向け研修が、次に市民向け講演会が書かれていますが、この記載には少し違和感を覚えます。市民・地域社会（家庭・地域・企業・団体等）に対する取組み（行政活動）と市役所内の取組み（職場対応）とは分けて考えるべきではないでしょうか。また、記載も分けた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>(2) 令和2年度実施「新規に市公式noteにて・・・発信した」について</p> <p>・今回市公式noteを初めて知りましたが、常総市ホームページには出ていませんでした。ネットで検索したところ、やっと出てきました。私としては、ア市公式noteは知らなかった、イ市公式noteに関する広報も目にした記憶がありません。同じ様な思いの市民も他にいるのではないのでしょうか。</p> <p>① 市公式noteは令和2年8月1日から運用開始とありましたが、広報</p>	<p>(1) 男女平等の意識づくりのため、職員は意識啓発に取り組み、また能力を十分に活用できる職場環境の整備を行なう必要があります。職員一人ひとりが研修会で得たものを、行政サービスをとおして地域の皆様に提供することが、男女共同参画社会の推進につながると思います。</p> <p>その一方で、いただいたご意見のとおり、市職員と市民を並列表記している点につきましては、なじまないとの見方もあるため、次期計画策定時には変更を検討してまいります。</p> <p>(2) 市公式noteに係る広報活動につきましては、市公式ホームページ・Facebook及びプレスリリースにてお知らせをしてまいりました。また、市公式ホームページのトップページより市公式noteへ移動することも可能です。（別紙1を参照ください。）</p> <p>Noteが有する操作性・拡散性・ビジュアル等をいかし、市や市内業者等の情報を積極的に配信するため、市公式Facebook・Twitter及びYoutubeなどと連動した戦略的なWeb情報発信を図りながら運用を行い、現在までに66件掲載（男女共同参画に関する記事は1件）しております。</p> <p>しかしながら、ご指摘をいただきましたとおり、周知不足と思われるので、わかりやす</p>	人権推進課

番号	質疑箇所		質疑内容	回答	回答担当課	
			にて男女共同参画の啓発に係る情報を発信した。	活動はどのようにされていますか。 市公式noteはどれくらい活用されていますか。	く効果的な情報発信の在り方を検討してまいります。	
7	1-1 No.5 ※関連質問9	【事業の内容】 学校生活全般においてあらゆる機会を通じて家族を思いやる心の育成を図る。また、家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る。	・ヤングケアラー問題が大きな社会問題になっています。その実情を把握するため、学校現場ではヤングケアラーの生徒を把握する取組みが進められていると聞きます。 ・常総市では、ヤングケアラーの生徒を把握するため、何か取組みや動きをしているのでしょうか。	・本市においては、ヤングケアラーも含め、要保護・要支援児童に関して、学校や関係機関から子どもの情報提供があった場合に、早期に関係機関（こども課、社会福祉課、保健推進課、人権推進課、指導課等）が連携をして対応にあたるほか、必要に応じて、筑西児童相談所等の外部の関係機関とも情報を共有して支援を行っています。学校では普段から、家庭環境について配慮が必要な児童生徒に対して、学校での学習や生活の様子や変化、欠席・遅刻状況などに注意し、必要に応じて、担任との個別面談やスクールカウンセラーとの面談を薦めるなど、子どもの困り事や悩みの把握と、心のサポートに努めています。	指導課	
8	報告 第1号 1-1 No.9 No.18	【具体的な事業】 ・DV防止啓発 ・学校関係者等を対象とした男女共同参画の啓発	・若者や学生が（デート）DV被害等に遭わないようにすることは重要と思います。 ・そのためにも、この啓発活動は続けていただきたいです。 ・もし若者や高校生が（デート）DV被害等にあったような場合、どこに相談したら良いのでしょうか。	・DVはとてもデリケートで自分たちだけで解決するのはとても難しい問題ですので、次の専門機関をご相談先としてご案内しております。 ①常総市人権推進課 0297-21-3510 ②茨城県女性相談センター 029-221-4166 ③茨城県警・県民安心センター総合相談係 #9110 ④茨城県警・女性専用相談 029-301-8107 ※24時間対応 ⑤よりそいホットライン 0120-279-338 ※つながった後3番を選択 ⑥NPO法人ウィメンズネット「らいず」 029-222-5757 ※水金10時～15時 ⑦内閣府 DV相談ナビ #8008 昨年実施したデートDV防止啓発講座の終了後、生徒の皆様へ相談先一覧の記載されたパンフレットを配布いたしました。また、市役所窓口でのリーフレットの配布のほか、市ホームページにも女性に対する相談窓口一覧を掲載しております。	人権推進課	
9	2-1 No.52 ※関連質問7	【具体的な事業】 介護家族ネットワークの育成及び活動への支援	・ヤングケアラー問題が今大きな社会問題になっていますが、常総市ではこの問題について何か取組みや動きはあるのでしょうか。	・ヤングケアラーと思われる子どもの情報が寄せられた場合には、こども課が所管する要保護児童対策地域協議会（関係機関）において、情報を共有し支援を行っています。今後の取り組みとしては、広く市民の方に周知ができるようポスターの掲示やホームページへの掲載、広報誌等での周知を考えております。	こども課	
10	報告 第1号 3-1 No.87	【事業の内容】 国民健康保険加入者で30歳以上の人間ドック・脳ドック検診受診者の費用補助及び40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を実施、健診結果により特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの重症化予防に努める。	・私の経験ですが、令和2年1月に費用補助を受け人間ドックを受けました。補助の申請方法を市ホームページで調べたところ、アップされていたのは数年前の情報でした。市のホームページの更新はどのように行われているのでしょうか。	・保健推進課で実施している国民健康保険加入者への人間ドックのホームページについてお答えいたします。人間ドックのページにつきましては、毎年、健康カレンダーの人間ドックのページをPDFで添付しております。探しにくい状況でしたので、人間ドックのページを新たに作成し市民の皆様にはわかりやすいホームページに改善いたしました。	保健推進課	



番号	質疑箇所			質疑内容	回答	回答担当課
11	その他資料 令和3年度 人権推進課 事業計画	1-②	11月14日 男女共同参画講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容にある「アンコンシャス・バイアス」「ダイバーシティ」という言葉は、市民にまだ十分浸透していない言葉だと思います。市民向けに情報発信する際は、括弧書きで日本語の説明を加えた方が良いと思います。</li> <li>・私は「アンコンシャス・バイアス」を知りませんでした。調べると、これは「社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」のことをいい、それが日本における男女共同参画の取組みの進展を阻害していると説明されていました。男女共同参画の推進に取り組む上で、重要な意味をもつ言葉だと思いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘いただきましたとおり、「アンコンシャスバイアス」や「ダイバーシティ」という言葉は聞きなれないものです。</li> <li>「アンコンシャスバイアス」は無意識の偏ったものの見方、「ダイバーシティ」は多様性と日本語で表現されることが多いようですが、男女共同参画の観点から、講演会のテーマとして「性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み」と「多様性」と訳し、周知をさせていただく予定です。</li> <li>性別にかかわらず、ともにいろいろな生き方ができる社会を築くためには、まずは家庭の中から固定的性別役割分担意識の解消を図ることが必要と考えます。本講演会をきっかけとして、より多くの方にこの言葉に興味を持っていただき、広まるよう広報活動を行ってまいります。</li> </ul>	人権推進課
12	個人的意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットで「男女共同参画」を検索するといろいろ出ていました。男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画、広報誌「共同参画」等々……。それらも参照すると、常総市の取組みがよく理解できるように思いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページに、「男女共同参画とは」、「男女共同参画を推進する市の施策」、「男女共同参画社会を推進するための法律等」リンク先も掲載しております。市民の皆様にわかりやすく、また興味を持っていただけるよう情報発信の方法を検討してまいります。</li> </ul>	人権推進課
13	報告第1号	P1	○進捗結果結果(全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価(達成度)の欄外に「3項目廃止」とあり熟読したつもりですが、どの項目かわからないので、ご指導ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の進捗状況結果から、令和2年度に計画事業に関連する団体の活動休止や茨城県の主催事業の未実施により、計画初年度から5年後まで未達成となる見込みの事業があることが判明しました。本計画は令和5年度までの5年間の男女共同参画施策を推進する上で根本となるべき計画であることから、審議会に付議の上、令和2年度に該当する3項目を廃止といたしました。このため、皆様にお配りした資料には廃止した項目を掲載しておりませんでした。説明が足りずに申し訳ございません。</li> </ul>	人権推進課
14	報告第1号	令和2年度達成度及び 令和2年度実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第1号の令和2年度進捗状況の達成度評価は、担当課の判断とありますが、その結果を見ると人権推進課は担当課のため、最大の28項目を担当され、図書館と農業委員会は1項目と幅があり、内容は多岐わたり大変であることは想像を絶するものがあります。</li> <li>評価の中身を疑うわけではありませんが、担当課によってAランクが多い課も見受けられ、反対に厳しい評価もあるように思われますので、コロナ禍での環境を考慮して、今後は協力いただける審議会委員による達成度評価の実施をオンライン方式、またはアンケート方式等、工夫していただけたら、市職員の皆さんの業務縮減や私たち審議会委員の勉強になると思いますので、ご検討ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見のとおり、達成度につきましては担当課の主観的判断によるもののため、評価に偏りがでていいることも考えられます。今後は客観的判断により課題を浮き彫りにし、改善点を見つけ出すことも必要であることから、報告書の書式変更も視野に入れ、また審議会の委員の皆様の評価をいただくことも検討してまいります。</li> </ul>	人権推進課

番号	質疑箇所		質疑内容	回答	回答担当課
15	報告第2号	令和3年度実施状況及び実施予定	<p>前第1号と同様に、報告第2号(令和3年度実施状況及び実施予定)もコロナ禍にあってワクチンの接種状況、変異株の感染状況や治療薬の普及など様々な社会環境の変化を見通すことは不可能に近いので、実行上、当面は予定に基づき実施し、環境の変化には走りながら考えまた、必要により対処策を講ずることになると思います。</p> <p>そこで必要になるのは、皆さん方にご苦勞いただいております後期実施計画です。私も同じ考えで、選択肢を広げておくことにあると思いますので、これらについて前述したように、審議会委員の力(15名の委員を3～5のグループに分け)をいろんな手段を活用し新しい施策の立案に知恵をお借りしたら、多少違った案が期待できるのではないかと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>・今後のスケジュールですが、「第3次常総市男女共同参画計画」の策定に必要な市民意識調査を令和4年度に行い、その結果をもとに令和5年度に具体的な計画を策定していく予定です。市民及び事業者の皆様の意見を計画に反映するため、審議会委員の皆様には様々な視点からご意見をいただきたいと存じます。お手数をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。</p>	人権推進課
16	報告第1号	P1 ○進捗結果結果(全体)	<p>・令和元年度のDまたはE評価5%及び令和2年度のDまたはE評価18%となった主な理由・要因は何か。</p>	<p>[令和元年度] DまたはE評価は6項目あり、全体の5%でした。3項目は事業に関連する団体の活動停止や県主催の事業の未実施などによるものです。これらの項目については次年度以降も未達成となる見込みであることが判明したため、3項目を廃止とする計画の変更を令和2年度に行いました。また1項目は、国体の開催に伴い、やむを得ず「市民歩く会」を中止したことによるものです。残り2項目は、具体的事業項目「女性リーダーの育成」に対し「女性」に特化した事業を行うことができなかったため、評価につながらなかったことが要因です。</p> <p>[令和2年度] 令和2年度のD及びE評価は19項目であり、全体の19%でした。 そのほとんどが、新型コロナウイルス感染症対策により、やむを得ず事業を中止したため、このような結果となりました。研修会や講演会、イベント等、集合形式での事業の実施は困難でしたが、令和3年度につきましては実施方法を見直し、感染予防対策を講じた上で会場や参加人数の調整をしたり、オンライン開催とするなど、社会情勢に合わせた事業を展開し、目標の達成を目指していきます。</p>	人権推進課

## 令和3年度 人権推進課事業計画

常総市男女共同参画を推進する所管課として実施する令和3年度の事業は、次のとおりです。

### 1 推進・啓発事業について

#### ① 男女共同参画計画の推進

昨年度に、より実態に即した実効性のある施策とするため、第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）の一部変更を行った。この計画に基づき、各会議体において体系表に対する令和2年度の実績及び令和3年度以降の実施予定等を報告するとともに、効率的な実施内容や社会情勢を踏まえた新規事業等について検討・ご意見をいただく。

- ▶ 7月頃：常総市男女共同参画推進委員会（庁内・市職員により構成）
- ▶ 8月頃：常総市男女共同参画推進本部会議（庁内・市部課長級職員により構成）
- ▶ 9月頃：常総市男女共同参画推進審議会（庁外・有識者及び公募市民等により構成）

#### ② 個別推進啓発事業

実施日	事業名	事業内容	備考
9月12日(日)	防災シンポジウム 防災JOSO2021	テーマ 「地域の災害対応能力を強化する女性のチカラ」	新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し中止
10月13日(水)	デートDV防止啓発講座	若年層へのDV防止啓発のための出前講座	石下紫峰高等学校
11月7日(日)	ふるさとまつりにおけるDV防止啓発	DV防止に向けたチラシの配布	新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し中止
11月12日(金) ～25日(木)	パープルリボン及び ライトアップ運動	女性に対する暴力をなくす運動期間に、 テーマカラーであるパープルにちなんで ライトアップを行う	豊田城 ライトアップ予定
11月14日(日)	男女共同参画講演会	アンコンシャスバイアスとダイバーシティ ～誰もが暮らしやすい地域づくり～	オンライン開催
11月24日(水)	デートDV防止啓発講座	若年層へのDV防止啓発のための出前講座	水海道第二高等学校
未定	職員向け講座	ワークライフバランス	
未定	男女共同参画推進 セミナー	男性向け家事・育児講座	

### ③ 広報紙の発行

- ・『男女共同参画だより』発行
- ・男女共同参画広報紙『じょうそう』：毎年2月発行 ※市内女性団体による編集協力有

### ④ 啓発グッズの作成・配布

啓発品を作成し、講演会や講座等で配布

### ⑤ 各種情報提供

国・県・他市町村を含め、各種イベント情報や、法改正・取り組み等についての情報提供及び最新情報への更新を随時実施する。

## 2 相談・支援事業

---

### ① 女性相談（継続事業）

女性の様々な悩みについて、相談機会を提供する。

- ・4, 5, 7, 8, 9, 11, 12, 1, 3月：第3火曜日 午前10時から午後3時
- 6, 10, 2月：第3火曜日及び第3日曜日 午前10時から正午

※相談日以外は随時職員にて対応し、他の相談機関の紹介や緊急時は一時保護対応等を行う。

- ・女性の臨床カウンセラーによる個別相談（面談・電話）
- ・周知方法：市HPや広報紙の他、公共施設や市内スーパー・飲食店・ドラッグストア等の女子トイレ等に紹介チラシ（A4パウチ）を設置

### ② DV関係相談（継続事業）

電話相談や他課連携により、DV被害者の方の対応を実施。状況によっては、関係各課と協議・連携対応・報告等を行う他、警察への連絡等を実施

### ③ 市内女性団体（女性団体じょうそう事業委員会）への事業協力

市内女性団体の代表者等にて構成される「女性団体じょうそう事業委員会」の事業について、共催や相互支援にて事業を実施。

# 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部が改正されました

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年6月10日に成立し、同月16日公布、同日施行されました。

## 改正の背景

政治分野への女性の参画が徐々に進められてきているものの、諸外国と比べて大きく遅れており、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要であることに鑑み、政党等がより積極的な取組を行うよう促進し、国及び地方公共団体の施策を強化するため、成立したものです。

## 改正の概要

### ◇関係機関の明示(第2条第4項)

政党その他の政治団体の取組のほか、

- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
- 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

### ◇国・地方公共団体の責務等の強化(第3条等)

必要な施策を策定し、実施するよう「努めるものとする」→「責務を有する」に改める

### ◇政党その他の政治団体の取組の促進(第4条)

取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、

- 候補者の選定方法の改善
- 候補者となるにふさわしい人材の育成
- セクハラ・マタハラ等への対策

を明記

### ◇法制上の措置等(新第5条関係)

国は、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずる。



◇国・地方公共団体の施策の強化

①環境整備（新第8条）

■施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記

②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第9条）

■防止に資する研修の実施

■相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする

③実態調査（新第6条）

■調査対象として、社会的障壁の状況を明記

④人材の育成等（新第10条）

■施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

◇啓発活動に係る規定の改正（新第7条関係）

国及び地方公共団体の啓発活動の実施について

「努力義務」→「義務」に引き上げ

◇その他の施策（新第11条関係）

国及び地方公共団体は、実態の調査や情報収集等の結果を踏まえ、必要があれば政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずる。